

## 宝暦治水前の普請意見書の分析 その3

### Analysis of flood control opinion collected before the Horeki riparian works part 3

名古屋大学大学院人文学研究科  
Nagoya University Graduate School of Humanities

石 川 寛  
ISHIKAWA, Hiroshi

#### Abstract

Prior to the Horeki riparian works, opinions and requests related to flood control work were collected from villages in the basin. Some of them are accompanied by river maps, which are the best materials for understanding the river environment at that time. In this paper, we analyzed these opinions and requests and river maps to read the river environment, Interests of villages in the basin of The Kiso Three Rivers.

#### Keywords

Takagi Family Documents (高木家文書), flood control (治水), river maps (河川絵図), The Kiso Three Rivers (木曾三川), the Horeki riparian works (宝暦治水)

はじめに

- I 木曾川・長良川中流域
- II 伊尾川・木曾川下流域 (以上19号)
- III 伊尾川中流域 1
- IV 伊尾川中流域 2
- V 伊尾川中流域 3 (以上20号)
- VI 伊尾川上流
- VII 糸貫川流域
- VIII 長良川上流 (以上本号)

## Ⅵ 伊尾川上流

伊尾川上流の久瀬川・藪川沿いの村々が作成した意見書を取り上げる。久瀬川は伊尾川上流の呼称であり、藪川は根尾川が濃尾平野に流れ出る山口で糸貫川と分岐して以降をいう。久瀬川と藪川は安八郡落合村先で合流し、それ以降を伊尾川と称した。

### (1) 上野村・溝尻村・野中村水行直普請願い

久瀬川の上流から順に取り上げる。この地は川西の山地から川東へ向かって傾斜し、久瀬川は急勾配の荒川で氾濫を繰り返した。国役普請による堤が築かれていたが、その保守が十分ではなく、堤の修復普請を必要とした。

池田郡上野村（大垣藩領）・溝尻村（同）および野中村（松波氏知行所）の3ヶ村は、久瀬川が平野へと流れ出た先の右岸に位置する。宝暦3（1753）年5月、吉田代官の見分に際して「乍恐奉願上覚」（757）と絵図（758、図Ⅵ-1）を提出し、さらに見分後の6月22日にも「乍恐奉願上口書之覚」（892-あ）と絵図（892-い、図Ⅵ-2）を提出して、久瀬川の「水行直」を願った。これに対して対岸に位置する大野郡房島村（岡田将監知行所）が6月に障りを申し立てた（894）。

絵図のとおり、久瀬川は房島前で二筋に分かれて本流は西南へ大きく蛇行していた。絵図では左岸にのみ堤が築かれているが、宝永2（1705）年に郡境を越えた久瀬川筋への新規築打ちをめぐって房島村が上野村・溝尻村を訴えたときの絵図（6300、図Ⅵ-3）には、右岸にも国役堤が描かれている（訴状と請状は259・261）。これは小島方（小島は小島山を背に伊尾川と粕川に挟まれた平地を指す）の出願により元禄末頃に築造されたものであったが、宝永5（1708）年7月3日の大洪水により流失した（372、894）。その後は地頭より欠岸に囲い猿尾普請などの手当があったものの水当たりが強く持ち堪えず、久瀬川が氾濫を繰り返した結果、図Ⅵ-1のように上野村60石余、溝尻村86石余、野中村130石余が「欠流」となり、流路変更の影響をうけて野中村は河川敷中となっていた。そこで3ヶ村は、図Ⅵ-2のように、「字さいかち川原内浅鳥谷尻」に水芻30間、その下に500間の堤を築いて川筋を一筋に直すこと（「川一筋二相成候様」）を求めたのである。

かつての国役堤の再建を求めたようにみえるが、房島村は元禄末の国役堤は「御堤先格別川中江出張不申」であったのに対し、今回の川向村方衆の目論見は「格別品替り」、中洲河原に新堤を長く築下げ、川を此方へ押し寄せるものであり、そうなれば元来「地下り」の房島堤は持ち堪えず、さらに水下の村々も亡所となってしまうと反論した。また、寛文11（1671）年の大野郡房島村と池田郡小島7ヶ村（上野、野中、白樫、溝尻、東野、大門、堀）の間で争われた野論により、郡境にあたる久瀬川は大野郡地内とされ、それは慶安の国絵図に継承されていた。敗訴した7ヶ村の願書はお咎めのうえ召し上げられ、房島村に下げ渡されていた。房島村はそれを「誤証文」と呼び、証拠としてその写を提出し（「小嶋七ヶ村衆不調法相極り御咎メ之上誤証文被召上、右証文房島村へ被下置所持仕候、則右証文写書奉御披見入候」）、久瀬川は大野郡であるにもかかわらず、川向村方衆は「本川通りをしめ切、惣川水を此方堤前へ落シ、中洲河原を堅二仕切、新堤を長ク築下ケ、大分之河原を堤内江囲込可被申目論見と相見え、我儘千万之致方」と非難した（894）。これをうけて7月に、吉田代官、青木郡代および高木三当主は双方の申分を問い質し、障りの有無を吟味した（976）。

### (2) 島村・公郷村堤普請願い

大野郡島村と公郷村は久瀬川が支流粕川（図Ⅵ-4には「北加須川」とある）と合流する先の左岸に位置する川筋の村である。洪水時には両川の水が押し掛ける難所であり、元文3（1738）年の洪水では島村堤が決壊し、下流の公郷村まで亡所同然になったという。堤は修復されたものの、春役御普請・御入用御普請では700間余の長大な堤を保守するには十分ではなく、折々の出水ごとに破損した。そのため島村は、宝暦3年5月に普請を要する箇所を記した願書（2326-そ）を提出し、同時に公郷村も島村の出願どおりの堤丈夫修復を求め（2326-た）、両村共同で絵図を作成した（2326-ち、図Ⅵ



- 4 )。

普請を要する箇所は、上流から順に、①壺番猿尾先継足50間、②垵上本堤猿尾8間、③垵下新堤壺番猿尾先継10間、④同所下式番猿尾先継9間、⑤同所下三番猿尾先継11間、⑥同所下四番猿尾先継12間、⑦同下五番猿尾先継15間、⑧中嶋垵下北出堤猿尾14間、⑨同所下北出猿尾12間、⑩同所北出欠所63間、⑪公郷村境本堤欠所28間である。猿尾9ヶ所の場所は絵図に朱書で示されている。

島村の要求を後押しした公郷村は、今度は自村の堤増強を求めて6月に願書を作成した。願書は、公郷村願書(902-あ)、枝郷杉野村願書(902-い)および両者の普請要求箇所を示した「大野郡公郷村御国堤御修履願絵図」(902-う、図VI-5)からなる。公郷村(加藤平内知行所)には数百間にわたる国役堤があったが、小身の地頭では修復が十分ではなく、洪水時には急勾配の久瀬川の水が粕川の水と一緒に流れ落ちてくるため、決壊を繰り返した。公郷村の堤は島村境から215間延びており、その先を105間築足し70間先継すること、またその南の堤226間を修復することを求めた。対岸の杉野村は、島村堤先より水先が一筋に押し掛けるとして、上流から260間、223間、120間、116間の堤修復を求めていた。絵図から両村の堤は不連続の霞堤であったことが知り得る。

なお、杉野村は島村壺番猿尾継足に障りを申し立てており(5565)、公郷村は島・杉野両村と連携しつつも、両岸の島村と杉野村の利害は完全に一致していたわけではなかった。

### (3) 鹿野村・定松村・本庄村水除普請願

島村・公郷村の下流、同じく久瀬川左岸の大野郡鹿野村(大垣藩・旗本西尾氏相給)、定松村(鹿野村枝郷)、本庄村(大垣藩領)も宝暦3年5月に願書を提出した。連名の願書(744-あ)および鹿野村・定松村絵図(744-う、図VI-6)、本庄村絵図(744-い、図VI-7)からなる。

ここでは、水行悪化や川瀬替りのため、大川通(久瀬川)が近年段々と「川原高」となっていると指摘する。そのため「地低」の村方へ大川が迫り近づき(「せり付」、田地が湿地となって不作が続いているとして流路を河道中央に通すことを願った(「大川水行川原中カ相通り候様被成下置」)。

この願書が「御取揚」になったことで3ヶ村は、6月にあらためて「水除御願之場所」を記した連名の願書(893-あ)と鹿野村・定松村絵図(893-い、図VI-8)、本庄村絵図(893-う、図VI-9)を提出する。土砂堆積による河床の高まりと川瀬替りにより、鹿野村・定松村は115石余、本庄村は130石余が「御本田川欠跡」であったという。このため鹿野村・定松村は「一番猿尾先継長五拾間籠三本重、同五拾間喰違二籠三本重筋籠出シ、二番猿尾筋籠先長六拾間籠三本重、本庄村境迄見通シ水除」、本庄村は「鹿野村の御願申上候猿尾先長百間籠三本重、同百間籠三本重、同式百間籠三本通り喰違ひ筋籠、西座倉村御堤見通シ水除」を願い出たのであった。

見分後、鹿野村壺番猿尾のうち21間ほどが八木村地内にかかるため八木村へ照会があり、八木村は榜示杭を建てて江境を明確にすることを求めた(5568)。

### (4) 久瀬川右岸村々普請願

宝暦3年5月には、久瀬川右岸の村々からも普請願いが相次いでいた。安八郡白鳥村(津田大助知行所)および横井村・田村・安次村・丈六道村(大垣藩領)の5ヶ村は連名で「水はね(水刎)普請を願ひ(806)、神戸村(尾張藩領)は新堤を願ひ出た(801-あ)。5ヶ村の墨引絵図が6397(図VI-10)、神戸村の絵図が801-え(図VI-11)である。両絵図とも、河道にできた砂州のため久瀬川の流路が蛇行する様子が描かれる。5ヶ村は久瀬川筋の河床が上昇したため(「川底高ク罷成」、数十年来湿地水損し難儀していると訴え、神戸村はこの20年で久瀬川の流路が西に片寄り(「大川通西へ片付」、そのため神戸村の田畑が川欠あるいは水吹出し「地面悪敷」になったとする。そのうえ去辰年に丈六道村堤が切れ込み多くの田畑が禿地となり、また去冬に公郷村が出願した普請が追々竣工したことでさらに流路が西に片寄ったという。横井村から神戸村までは河原が広いため少しの雨でも西通りへ水が押し掛け、大水のときは堤猿尾が持ち堪えなかった。こうした河川環境を踏まえて、絵図に朱

書で示した場所に、5ヶ村は「水はね」を、神戸村は壺番猿尾先より神明堂先まで4ヶ所の新堤を願ったのである。新堤の規模は72間3尺であった(801-う)。

#### (5) 上秋村・黒野村・相羽村・下方村水除普請願い

次に藪川について上流から順に取り上げる。

藪川右岸の大野郡上秋村・黒野村・相羽村・下方村(大垣藩領)が宝暦3年5月に願書(742)と墨引絵図(743、図VI-12)を提出した(この紙袋が6150と思われる)。

内容は、大川の水行が悪化し近年段々と「川原高」となり「地低」の村方へ大川が迫り近づいたため(「せり付」)、大川の水行を河道中央に通すことを願ったもので、実は鹿野村・定松村・本庄村願書(744-あ)と同様の文面である。とはいえ、大川(藪川)が蛇行し村方へ「せり付」の状態は絵図から確認できる。なかでも下方村は川東となっており、河川敷に築捨堤をめぐらしている。絵図は現時の流路を「新水道」と記しており、これを「古水道」のように「川原中カ」へ通すことを求めているのである。

この願書が「御取揚」になったことで、やはり6月20日に上秋・黒野・相羽の3ヶ村は「水除御願之場所」を示した願書を提出する(835)。この墨引絵図が6309(図VI-13)と思われる。各村の水除要求は、上秋村は「檜木宮北流シ刎根敷五間、直高九尺、馬踏壺間、表原竪籠長百間猿尾壺ヶ所并水汲場猿尾先次根敷五間、直高九尺、馬踏壺間、表原籠長三拾間壺ヶ所」、黒野村は「柳出シ猿尾シ流シ刎根敷五間、直高九尺、馬踏壺間、表原籠長百間之猿尾壺ヶ所」、相羽村は「黒野村境下古跡猿尾根敷八本馬踏五本四ツ重、表原籠長百五拾間猿尾壺ヶ所」であった。

下方村は水除を願う場所がなかったため、相羽村が願い出た猿尾が設けられれば村方の水行も改善するとして、その採用を求めた(895)。その一方で対岸の数屋村は、上秋村出願の猿尾先が川面に出張りすぎては水先が数屋村堤へ突き当たるとの懸念から、「双方難儀」にならないような配慮を求めた(5564)。

#### (6) 上磯村・下磯村普請願い

大野郡上磯村・下磯村も宝暦3年5月に普請を願い出た(740)。上磯村は大垣藩・西尾七兵衛・西尾佐吉・川崎平右衛門、下磯村は大垣藩・西尾佐吉の相給である。両村も藪川右岸の村で、上流から下方村・郡家村・上磯村・下磯村と並ぶ。大川(藪川)の流路が変わり(「川瀬替り」)、川が迫り近づく(「せり付」)問題は、ここでも同じであった。ことに上磯村では近年「川原高ク」なったことで出水ごとに「御堤築捨之所」より田地へ逆水が押し込み立毛損毛が多く、高辻805石余のうち200石余(虫喰のため十桁以下不明)が川欠となっていた。下磯村も出水ごとに「築捨御堤無之場所式ヶ所」より田地へ水が押し込み、高辻651間余のうち300石余が川欠となっていた。連続堤防でないため、河床上昇による低位部からの逆水被害が増加していたのである。

そこで流路を河道中央に通すため、上磯村は「根敷拾間ニ長百五拾間之表原籠之猿尾壺ヶ所」、下磯村は「御猿尾上ニ而御堤岸江川壺筋落込御堤持忪不申場所、右川落口之所ニ而三本重之筋籠長五拾五間壺ヶ所并御堤末より御他領西座倉村境迄御堤無之場所長百八拾式間余三本重之筋籠壺ヶ所、右式ヶ所共ニ筋籠長五間ニ式本宛竪籠」を願い出た。上磯村の絵図が6311(図VI-14)、下磯村の絵図が6312(図VI-15)であるが、付箋が本来の位置からずれているものもあり出願箇所がわかりにくい。

実は上磯村は自村地内の猿尾だけでなく、郡家村猿尾より借地して150間先継することを企図し、去去年から交渉を続けていたが、借地契約が不調に終わり、自村地内のみを出願したのであった。郡家村は同じ石河伊賀守知行所の大野郡下座倉村・石津郡市之瀬村・安八郡勝村・中島郡大浦村と連名で「普請御願之儀無御座候」との書付を提出しており(747)、同じ藪川筋右岸の村でも対応に違いがみられた。

#### (7) 浅木村・国領村・温井村水請堤願い

郡家村・上磯村・下磯村の対岸に位置する大野郡<sup>あさぎ</sup>浅木村・国領村<sup>こくりょう</sup>・温井村<sup>ぬくい</sup>も宝暦3年6月に普請を願い出た。浅木村は岩村藩領、国領村は大垣藩領、温井村は青木九十九郎知行所である。6月11日付の青木氏役人添状(832-あ)を持参し、3ヶ村連名で願書(900)と絵図(832-い、図VI-16)を提出した。

絵図に朱線で示したように、浅木村御国猿尾から温井村御国猿尾まで、田地と川原との境木に従い水請堤を設置することを願い出た。その理由として、①以前と違い「川高く」なり3ヶ村の本田起返り田畑が水押損亡する、②堤内田地は土地が低く堤東へ入り込み、水当たりが強いため、たびたび決壊する、③川上の下方村北より<sup>かいらう</sup>海老村西まで「川瀬替り」して川先となったため少しの出水でも田畑が損亡することをあげており、藪川筋の環境変化の影響がここにも及んでいた。

#### (8) 一ツ木村堤川除普請願い

大野郡<sup>ひとつぎ</sup>一ツ木村は藪川左岸、温井村に隣接する。ここでも、土砂堆積により発達した砂州のため、川筋が蛇行して一ツ木村の堤根岸に突き掛かり、地面が深く押し掘られて低地となるなど、藪川の河床上昇の影響が及んでいた。

本田代官川崎平右衛門支配所の一ツ木村庄屋は、すでに寛延3(1750)年からこの状況を笠松・多良両役所へ訴え、川除普請を願い出していた。温井村境の一ツ木村地内に45間の打捨杭が設置されていたが、近年修復がなく中絶状態となり、このため堤岸へ流路が迫り水当たりが強くなったとして、寛延3年10月にその再建を願い出た(669-あ)。ところが現地を見分した高木家川通役は、当該地はことごとく水勾配が低い(「悉ク水勾配低ク有之」)ため、この場所のみの普請では持ち堪えないと判断し、3ヶ所に標示竹を建て、本田役人方へ杭出設置を照会に及んだ(669-か)。これをうけて一ツ木村は11月に願書を認め替え、①温井村地内三番猿尾先手に杭木15間の継足、②先に願い出た45間杭出を温井村地内を借りて村境より50間余上の方に普請、③村境(先年の杭出跡)に23間の杭出を願い出た(669-う・え)。669-け(図VI-17)がその絵図である(おそらく付箋が1枚剥離している)。村境から川水が堤根岸に突き当たるように沿って流れており、その場所が赤く塗られ「此所温井村猿尾根七拾貳間」との付箋が貼られている。ここが「一ツ木村御堤岸江川瀬附寄御堤危罷成候」(669-う)場所なのであろう。

この出願に対して川向の下磯村・西座倉村が、杭出のため出水時には「水之はゞみ強水押込、御田地之痛ニ罷成」として温井村猿尾先15間(①に該当)について難渋を申し立てた。このときは両村が「川瀬西江傾き申候節ハ御慈悲之御勘弁を以御取払被成下候様」との条件で請書を差し出したので、普請が実施される運びとなった(669-か、東11-14-4)。

しかし、その後も状況は改善されなかったようで、宝暦年間になると一ツ木村は、15間継足した温井村地内猿尾(①)にさらに60間の杭出を先継すること、村境の23間杭出(③)に22間先継して以前のように45間の長さにすること、その下に30間の新規杭出を2ヶ所(④⑤)設置することなどを追願した。「大野郡一ツ木村杭出絵図」(東11-14-6、図VI-18)は、このときの絵図の1枚であろう。これらの要求に対しては、川上の温井村および川向の下磯村・西座倉村が強く障りを申し立てたため、一ツ木村は要求を修正し、60間先継は取り下げ、また温井村地内の45間杭出(②)を23間に縮小して、その分の22間を村境の23間杭出(③)に先継することを提案するも、採用に至っていない(東11-14-1~5、5559、694)。

こうしたなか吉田代官の来濃を機に一ツ木村は、宝暦3年5月に願書(741-あ)、絵図(741-お、図VI-19)および「堤川除御普請御願場所附」2通(741-い・う)を作成し、寛延3年の杭出水除3ヶ所だけでは依然として「川瀬御堤根岸相離れ不申、御堤危」であると訴え、次の普請を願い出た<sup>(1)</sup>。

一つには、温井村三番猿尾(①)に石猿尾200間の継足である。以前の60間を大きく超える。このうち、90間余を温井村地内、100間余を一ツ木村地内とし、200間留西端から対岸の下磯村田岸までの



間隔は130間余とする。

二つには、一ツ木村堤への石猿尾の増設であり、式番積籠より30間、三番猿尾より30間の2ヶ所(④⑤)を必要とした。これは先年分の再要求である。

三つには、一ツ木村堤148間の腹石籠および腹付笠置からなる堤丈夫普請である。

四つには、温井村地内の45間杭出(②)を潰し、その分の22間を村境23間杭出(③)に先継して45間とし、残り23間分の杭出(⑥)は「場所替」して一ツ木村地内の杭出水刳を強化することである。

以上の要求のうち、200間継足(①)と30間石猿尾2ヶ所(④⑤)については図VI-19に付箋で示されており、杭出(③⑥)は後掲の図VI-20に説明がある。その後、7月に一ツ木村が再見分を願っていることからすると(741-え)、上記の出願は直ちには許可されなかったと思われる。

宝暦3年と比定<sup>(2)</sup>される10月19日付の書状において笠松堤方役は、来戌春役普請の見分のため一ツ木村へ出向いたところ、例の杭出について、45間杭出(②)を残らず取り払い、23間杭出(③)に22間先継し、そこから54間下に23間の杭出(⑥)を設けることを願ひ申してきたので、当夏に願書を提出するよう命じたことを、高木家川通役に伝えていた(669-い)。このとき笠松堤方役は、一ツ木村が作成した墨引絵図を書状とともに送っており、それが669-こ(図VI-20)である(高木家文書に願書は伝わっていないので、絵図のみを同封したと思われる)。

障り村々に配慮して、5月出願のうち4番目の要求のみに絞ったのであろう。下磯村・西座倉村も、この内容であれば、「御普請ヶ所間数」を増やすものではなく、また普請場所も下流(一ツ木村地内)へ「引下ヶ」るものであるため、「障り御願不申上候」と回答していた(5569)。

#### (9) 西座倉村・東座倉村川除普請願ひ

藪川が久瀬川と合流する手前の右岸に大野郡西座倉村と下座倉村<sup>しもざくら</sup>、左岸に東座倉村が位置する。西座倉村は徳永平兵衛と西尾佐吉の相給、東座倉村は西尾佐吉知行所、下座倉村は尾張藩(石河伊賀守知行所)である。3ヶ村のうち、下座倉村は前述のとおり、同じ石河伊賀守知行所の村々と共に「普請御願之儀無御座候」と回答した(747)。吉田代官の見分に際して普請を願ひ出たのは東西の座倉村である。

東座倉村は宝暦3年5月に、願書(736-あ)、御願場所付(735)、絵図(736-い、図VI-21)を提出する(資料上は「座倉村」と自称)。ここでも「川瀬高ク相成候」による水腐・荒地の拡大を訴え、その理由として西よりも東が低い「川形チ」のため温井村・一ツ木村西より藪川の水が落ち込むことをあげる。先年の出水の節は御国堤が「水平越」になったという。このため、次の5ヶ所の「水囲」を願った。5ヶ所は、村北の「三拾間石籠」、「御堤蓋置腹籠」、字野方の「長五拾四間腹籠所蓋置積籠五本重ね并先継三拾間九本重ね」、「村西石猿尾式拾間」、「村西築捨先御堤式百間腹籠共」である。図VI-21は図VI-19と同じ構図であり、一ツ木村境から東座倉村地内にかけての普請場所が付箋で示される。

藪川通の川除普請は国役にて宝永元(1704)年に出来し、東座倉村も「御堤籠所杭所」を仰せ付けられていた。その場所は笠松・多良両役所に提出した改帳(557)で知ることができる。しかし、その後は地頭表が不勝手のため、これら普請所の修復に難儀し、「少々宛御堤囲被申付候」という状況のところ、今回の出願となったのである。

西座倉村は相給の両庄屋が連名で、宝暦3年5月に願書(737)と絵図を提出した。絵図は6313(図VI-22)と考えられるが、後述する追願箇所が加筆されている。

藪川と久瀬川に挟まれた場所に位置する西座倉村は、村東の藪川通と村西の久瀬川通に、それぞれ500間余の国役堤があった。このうち藪川通の国役堤は、村北の下磯村堤とつながっておらず、村境200間ほどは囲堤がなかった(図VI-22、19・21も参照)。以前は「川河原低ク」、囲堤がなくても水が押し込むことはなかったところ、近年の「川河原地形高」のため、出水ごとにこの場所から水が押し込むようになっていた。くわえて「川形悪敷」ゆえに堤が「欠込」となっていたため、村東の藪川

通堤に猿尾9ヶ所の設置を求めたのである。また、村西も「先年々川河原夥敷地形高」のため堤が持ち堪えられず、田地が湿地となる状態にあったため、久瀬川通堤にも猿尾3ヶ所、先継1ヶ所を求めた。

一方で前述したとおり、下磯村も西座倉村境までの堤がない場所に築捨先継を願い出ており、それを知った西座倉村両庄屋は6月に内容を修正し、「下磯村先継先々御築下ヶ三百間、右下ニ御猿尾五ヶ所」を追願した(896、898)。絵図には、当初の猿尾9ヶ所に、追願の築捨先継300間が描かれている。先継分と重なる4ヶ所の猿尾を不要と判断し「右下ニ御猿尾五ヶ所」と修正したのであろう。

猿尾の間数は、見分のうえ、6月に出願した。藪川通の5ヶ所は、猿尾20間、猿尾15間、猿尾15間、猿尾10間、猿尾10間(897)、久瀬川通は、猿尾上より70間、猿尾50間、猿尾先継35間、猿尾25間(899)であった。

#### (10) 唐栗村堤普請願い

大野郡唐栗村<sup>からくり</sup>は藪川左岸、東座倉村の川下に位置する。徳永平兵衛知行所である。宝暦3年5月の願書(739)、願場所書付2通(738-あ・い)、絵図(6315、図VI-23)がある。

唐栗村をめぐる当時の環境としては、次の問題があった。唐栗村は、絵図にあるとおり、居村・畑地とも堤外にあるため(これは「御国役之節心得違仕候歟」と述べている)、河床上昇による影響を直にうけたこと、川下に藪川・久瀬川の合流点があるため両川からの逆水から逃れられなかったこと、そのうえ堤内田地は中宮村<sup>なかのみや</sup>(伊尾川左岸)からの逆水被害にあっていたことがあげられる。

そこで願い出たことは、絵図に朱書で示したように、東座倉村境から唐栗村居屋敷畑岸を築廻して宮田村境まで632間の堤を築き、宮田村境新堤に唐栗村悪水吐樋1艘(長10間)を設けることであった。近年の「川高く罷成川傾」という環境変化に対応せざるを得なくなっていたといえよう。

#### (11) 藪川・久瀬川合流点付近

大野郡宮田村<sup>みやでん</sup>は藪川・久瀬川合流点の左岸に位置し、その川下に大月村・呂久村<sup>ろく</sup>が並ぶ。いずれも大垣藩領である。呂久村には中山道の渡しがあった。3ヶ村が連名の願書(745-あ)と絵図(745-い、図VI-24)を提出したのは宝暦3年5月である。

宮田村は、大川通が片寄り、先規の猿尾や平籠が欠け込んで本田も川欠になったという。絵図では、合流した久瀬川が左岸に突き掛かるように流れており、宮田村はこの場所に150間の川除猿尾1ヶ所を願った。

大月村は、大川通が出水時に村西堤へ水が勢い強く迫り近づき、やはり田地が被害をうけていた。そこで現在の猿尾を15間先継するとともに、その川上に30間、川下に20間の水除猿尾を新設することを求めた。

呂久村は、年々と「高河原」となり、対岸の落合村が捨籠、斎田村が流刳を設けたため、水先となっていた。水勢が強く出水ごとに本田へ流れて川欠となるため、その河原と石籠等を取り払い、「水行川中相通候様」になることを求めた。

左岸3ヶ村からの出願に対して、この翌月、対岸の安八郡落合村<sup>つきより</sup>・付寄村<sup>さいだ</sup>・斎田村も願書(947)と絵図(6399、図VI-25)を提出した。落合村・斎田村は尾張藩領、付寄村は石河伊賀守領知である。

右岸3ヶ村も伊尾川・山口川(久瀬川・藪川を指す)の「川方河原共ニ一面ニ高ク」なったことで少々の出水でも三郷の田畑はもちろん、村内まで水が押し流れ川同様になること、そのうえ絵図にみえるとおり、出水時には落合村・付寄村境に川口が向かい決壊を繰り返すことを訴える。そのため3ヶ村は「囲堤」の築造を願い出たのである。

願書では、川上の杉野村から白鳥村・横井村・田村・安次村・丈六道村・神戸村・新屋敷村・落合村までは「続堤」で、落合村からは14本積籠60間、3本積籠97間、野面伏籠106間、都合263間は「水囲」が続き、その先は立籠伏して「地囲」としてきたとする。図VI-25(貼紙下)には、その間の場



所に「此所出水度毎ニ式拾間程切入、川同様ニ罷成申候」と書かれた付箋が貼られている。

以前は田畑地面が高く川方が低かったため支障なく水が押し流れていたところ、近年は全体的に川方が高くなり、年々と河原に石砂が溜まるのに対して田所は以前の高さであるため、「囲堤」がなくは三郷の地面は大川同様になってしまうとする。特に三郷の東は伊尾川と山口川が落ち合うため、格別に石砂が溜まる場所であった。

こうした河川環境にくわえて、対岸の宮田村・大月村が猿尾を願い出ていることについて「猶以私共村方江水強押込迷惑千万」であり、現状でも河原が高く難儀しているところへ「川向合一ヶ所ニ而茂猿尾出来仕候得者弥水勿附ケ甚難儀至極」になると批判した。右岸3ヶ村願書は左岸3ヶ村の出願をうけて作成されたものであった。

右岸3ヶ村が願い出た「囲堤」は、絵図に貼紙で示されている。落合村北から付寄村・斉田村下の江川口まで全長962間、根敷6間、馬踏2間、高概6尺5寸の連続堤防である。この外腹に長30間、馬踏2間、高さは囲堤より3尺低い猿尾を3ヶ所設ける計画であった。

なお、新堤により川幅が狭まるという意見に対しては、落合村東は150間ほどの川幅があること、村下の呂久村からは70間ばかりの川幅があるとして、支障ないことを付け加えていた。

## (12) 小括

伊尾川上流の久瀬川・藪川筋の村々が作成した願書からは、この地域でも土砂堆積による河床上昇の影響が及んでいたことが判明する。願書に添えられた河川絵図が揃っており、それらを見ると総じて流路が蛇行し、川の水が村方に迫り近づく（「せり付」）状態にあった。この地域には元禄末に国役による堤川除普請が実施されていたものの、尻無・築捨の場所が多く、それではもはや対応できない環境となっていた。このため、連続堤防を求めるとともに、水除・川除の強化・増設により久瀬川・伊尾川の水行を「川原中カ」、すなわち河道中央に通すことを多くの村々が求めていた。しかし、そうした対策は、一ツ木村を典型とするように、往々にして対岸や川上・川下の村との対立を引き起こした。

## Ⅶ 糸貫川流域

糸貫川は本巢郡山口の地で根尾川から分岐して東南に流れて長良川に注ぐ。西の藪川（山口からの根尾川の名称）と間には、扇状地の湧水を集めて流れる中川、五六橋川（五六川）、犀川が東南流し、長良川に合流していた（五六橋川は犀川に合流）。

糸貫川の東部に河渡輪中、糸貫川・長良川・犀川に囲まれて牛牧輪中（明治以降の五六輪中）が形成され、犀川の西南部には古橋輪中、墨俣（結）輪中が位置する。この地域では、南北に急傾斜する地形と、輪中南端で複数の河川が長良川に合流する環境のため、高位部からの落水を防ぐことと、低位部からの逆水を防止することが課題となっていた<sup>(3)</sup>。

### (1) 糸貫川堤普請願い

糸貫川右岸の本巢郡長屋村・上真桑村・上本田村・下本田村が、いずれも宝暦3（1753）年5月に、堤普請を願い出た。

最も上流の長屋村は、近年修復が減ったことで堤が不丈夫となり、ところどころ大破に及んでいること、自村の堤は決壊すれば水下村々も被害をうける「大切成ル場所」であると主張して、堤丈夫普請を求めた（760-あ）。具体的な修復場所・普請内容については、絵図（760-い、図Ⅶ-1）および「濃州本巢郡長屋村糸貫川通御堤御普請所下見帳」（4476）で示されている。絵図の朱色が堤、黄色が石籠であり、上・中流に石籠・笠置腹付などによる堤・猿尾の増強、下流に新規猿尾、堤延長を願い出ていることが判明する。

上真桑村は糸貫川中流右岸、糸貫川と犀川に挟まれた扇状地に位置する。願書（761-あ）と絵図

(761-い、図Ⅶ-2) が伝わっている。絵図にみえる「御堤切所式百六拾間」は、糸貫川通堤が6年前の出水で「押切」となり、その後の度重なる洪水で田地へ水が押し入る場所であった。そのため、堤切所を見分のうえ丈夫普請を求めたのである。

上本田村・下本田村は連名で川除普請を願い出た(759)。絵図(6350、図Ⅶ-3)にあるとおり、村内を中山道がはしる交通の要衝であった。川沿いに延びる両村は普請箇所も多く、その費用が嵩むため十分な普請ができずにいた。そのため、幕府代官の見分を機に、上本田村10ヶ所、下本田村13ヶ所、両村合わせて23ヶ所にのぼる川除普請を願い出たのである。絵図からは糸貫川が蛇行して堤に突き当たる場所および大道(中山道)の上下に集中して、腹籠・出籠・出枠・石籠などによる補強を求めていることがわかる。

## (2) 糸貫川掘替願い

本巢郡馬場村(御料川崎平右衛門支配所)は宝暦3年5月に糸貫川掘替を願い出た(764)。その付属絵図が6351(図Ⅶ-4)と考えられる。

馬場村は糸貫川左岸、河渡輪中の低湿地に位置する。図Ⅶ-4が示す西の糸貫川と東の長良川本流およびその支流の伊自良川(絵図には「古川」=長良古川とある)に囲まれた地域が河渡輪中である。輪中内の東側を南流するのが根尾川(藪川とは別)、北方村方面から流れるのが天王川である。その間に、湧水を水源とする「夕部池」(夕べが池)とその水をうけて流れる川筋(日詰川<sup>(4)</sup>)がある。また、一日市場村と小島村のある、根尾川と伊自良川(長良古川)に囲まれた地域を一日市場輪中と呼ぶこともある<sup>(5)</sup>。

図Ⅶ-4から馬場村は単独で懸廻堤を形成していたことがわかるが、それでも糸貫川通畑方130石余が出水時には水損し、また田方400石余が長良川の逆水を受け年々水損する状況にあった。そのため馬場村は、絵図に「御願新川筋凡拾九町程」と記したとおり、高屋村北から下河渡村北まで新川を約19町掘割して糸貫川を付け替える糸貫川掘替を願い、同時に河渡から只越までの連続堤防(「御堤築続」)、それに付随して水門などを求めた。馬場村はこの利点を次のように説明する。当時馬場村は堤普請600間余(約10町)・糸貫川通川除7町余・用水堰1艘・悪水堰2艘を、同じ御料の上本田・下本田・只越の3ヶ村は堤普請43町・糸貫川通川除40町を、御入用で担っていた。糸貫川掘替が実現すれば、これらの御入用は不要となり、また糸貫川跡・堤跡は90町余の新田となるので「御公儀様大益」である。さらに、糸貫川出水・長良川逆水による中山道の「通路留り」や「川留り」も止み、安藤村馬守領分(加納藩領)の高屋村・河渡村・生津村も同様に水損が減り「大益」であるとする。

しかしながら、糸貫川掘替には反対も少なくなく、6月の吉田代官の見分に際して、方県郡曾我屋村(908、曾我部村とも称す)・寺田村(909)・河渡宿(5577、月日欠)、本巢郡北方村(919)・柱本村(921)・高屋村(920)が障りを申し立てた(各村の位置は図Ⅶ-4を参照)。

曾我屋・寺田・北方・柱本の4ヶ村は「御願新川筋」の北(上流)に位置する。曾我屋村は、「糸貫川瀬違」となれば、夕べが池の落水開場および東西の用水末流開場がなくなり「着腐」が広がることを懸念する。村東の外堤と内堤との間を流れる小川(根尾川)は長良川出水時には逆水し、以前より田所を押し洗っていたところに、その川下へ糸貫川を掘り落とせば、さらに逆水が強くなり、村際まで押し洗い、そのうえ逆水開場がないため村下田地の「着腐」が広がるとする。たとえ悪水開枵を設けたとしても、本村および周辺村々の悪水が一所に落ち込めば機能しないという。寺田村も、新川新堤となれば、山口より下村々の落水および夕べが池の悪水が自村へ一所に落ち込み湛え「付溜り」となり、出水時には田地・村方とも池同然になると訴える。北方村は、長良川からの逆水が強くなることを懸念し、山口井組流末のため上村井水や悪水が集まる柱本村も「つき溜り」にて村方が潰れるとして反対した。

「大益」になるとされた高屋村も、「糸貫川瀬違」により田地の大部分が川向になること、大水の節に「附くさり」になること、田方の用水を取り入れている測が欠け込み水の出も止まることを理由に

反対した。河渡宿も、馬場村の見通しに反して、「糸貫川替」となれば長良川との合流箇所が渡し場の上方になるため、わずかの出水でも水勢が荒くなり4、5合の出水で往還が不通になるとする。また、川で田畑や人家が二分され、上方の「溜り水」が当村川向の田畑へ引き請けるようになれば、年々不農・亡所同然になるともいう。そのうえで、馬場村は同輪中でありながら「ヶ様之大変御願」について相談もなく、御目印を建てた節も「心儘成致方」であったと不信感を露わにする。糸貫川掘替願いは馬場村の独断専行であった。

### (3) 河渡宿・生津村水除堤願い

あらためて図VII-4をみると、この時点で河渡輪中は糸貫川、長良川・根尾川に沿って堤が築かれているものの圍繞されていない。輪中南端部の糸貫川と長良川が落ち合う場所は築捨となっている。この明所から出水のたびごとに逆水し、河渡宿(村)・生津村に被害をもたらしていたため、両村は水除堤を築足することを繰り返し願い出していた。その水除堤に反対した上本田村・下本田村の障り申立(971、宝暦3年7月)によると、河渡宿・生津村は元禄5(1692)年、享保20(1735)年、16年前の午年=元文3(1738)年、4年前の午年=寛延3(1750)年と繰り返し逆水除のための新規築廻を出願し、その都度、見分が実施されたが、反対村の障り申立により不許可になったという。

このうち、元文3年3月の「水除堤築足場所再見分絵図」(4394、図VII-5)と寛延3年の願書(507、5575、5576-あ)が伝わっている。元文3年の絵図は、河渡村・生津村および小島村・一日市場村の連名であった。一日市場輪中も低位部は築捨になっており、同じように長良川が出水すればここから逆水した。図VII-5は、既存の堤が黒色、出願の水除堤が暗い朱色で描かれており、河渡・生津間および小島・河渡間の築足、曾我屋村東堤の築登りを構想していたことが知り得る。また、寛延3年の河渡宿・生津村願書には、近年の河床上昇(「川瀬高ク罷成」)によりわずかの出水でも田畑が水損し、街道への逆水により不通になるとの記述があり、環境の変化により築廻堤が必要となっていたのである。

河渡宿・生津村は宝暦3年6月に今一度、築足堤を出願する(5576-い<sup>(6)</sup>)。これは、後述する牛牧輪中が「新堤」(門樋とその東西の新堤)を願い出たことに対する条件提示であった。河渡宿・生津村は、新堤が築造されれば逆水がますます増加するとして、「新堤」を認めるならば、以前からの要望であった築足堤—①河渡宿堤築捨から生津村堤築捨まで780間、②曾我屋村堤築捨から北西へ300間余も許可されることを願ったのである。

これに反対したのが、川除普請を願い出していた糸貫川右岸の上本田村・下本田村(971)および只越村(970)であった。新規の築廻堤ができれば逆水がかえって増加して堤が持ち堪えず、また堤外畑も皆損場になることが予想されたからである。

### (4) 古橋輪中・東結村々普請願い

大野郡古橋曲輪村々および安八郡東結村々が「願村」となって、宝暦3年5月に絵図(746-い、図VII-6)を添えて川通水行普請を願い出た(746-あ)。

絵図に描かれた犀川・伊尾川・中須川に囲まれた地域の北部が古橋曲輪(輪中)、南部が墨俣(結)輪中になる。両輪中の中に河川はなく堤を境とする。願書に署名した古橋曲輪村々は、犀川右岸に並ぶ北脇村、堤村、古橋村、横屋村、下切村、宝江村・同新入方・同先入方である。東結村々は墨俣輪中の東結村・同入方である。

要求は次の3点である。一つには、伊尾川の川瀬が高くなったことで水腐が広がったため、両方の附洲を堤根敷より3間除き、常水の水底を8尺深い、その浚った土で堤丈夫普請をすることである。絵図をみると、「附洲河原」で流路が蛇行して輪中堤への水当たりが強くなっているのがわかる。これが原因で決壊を繰り返し水 downstream 村々が困窮に及んでいたのである。

二つには、犀川の掘替普請である。長良川の川瀬が高くなり、そのうえ犀川通古橋曲輪吐樋先からの悪水落に支障が生じ、年々水腐が広がっていた。このため、蛇行する犀川を牛牧村下畑より野田



川（五六橋川）へ掘り替えることで、古橋輪中の排水改善を目指したのであった。

以上は古橋曲輪村々の要望とみられるが、伊尾・長良両川の河床上昇により吐樋水落ができず水腐が広がっていたのは東結村も同じであった。そこで三つ目として、伊尾川・長良川を浚渫し、東結村吐樋先を長良川へ掘り落とすことを求めた。

#### (5) 牛牧輪中水除堤・門樋願い

以上の河渡宿・生津村および古橋曲輪・東結村々の出願と密接に関連して展開したのが、牛牧輪中（資料によって牛牧村輪中、野白新田輪中の呼称もある）の水除堤・逆水留門樋願いである<sup>(7)</sup>。まず、後掲の18世紀初めの絵図（図Ⅶ-7）から輪中の地理的状況を確認する。

絵図で東側を南流する大川が長良川、西側を南東流して墨俣村先で長良川に合流する川が犀川である。北から上本田村・下本田村・只越村の東側を流れて長良川に合流する川が糸貫川になる。その間に扇状地の「湧水」（湧水）を水源として流れ出る川が3筋みえる。軽海村付近から絵図中央を南東流して犀川に合流する川が五六橋川（五六川）、小柿村付近から流れて長良川と合流する川が中川である。曾我部村近くの湧水（夕べが池）から流れる川は日詰川もしくは天王川であろう。絵図中央の河渡・美江寺を通る往還が中山道、南部を横切る往還が美濃路である。

絵図中央の犀川と糸貫川に囲まれた地域が牛牧輪中になる。絵図の東北部、糸貫川と長良川に挟まれた地域が河渡輪中であり、図Ⅶ-4、5に該当する。犀川の西南部は古橋輪中・墨俣輪中であり、図Ⅶ-6にあたる。自然堤防が発達した犀川、糸貫川・長良川沿いに集落が形成され、18世紀初めの時点で、犀川・糸貫川の両岸に堤（薄緑色）、美濃路北側に横堤が築かれ、穂積村・別府村・馬場村・古橋村に懸廻堤が形成されているのが確認できる。一方で、後背湿地であった五六橋川・中川沿い、および長良川との合流地点には堤がなく、高位部からの悪水や長良川の逆水を引き受ける遊水地として機能していた。

牛牧輪中の願書の中には、「前々者逆水仕候而も早速引落候由ニ御座候得共、近來年々川瀬高罷成、逆水強、数日引落不申」（997）、「輪中之儀、前々ハ逆水仕候而も早速引落候得共、近年逆水強、数日引落不申」（東A19-7）といった主張がみられた。土砂堆積による長良川の河床上昇を要因として、以前と違って逆水が強くなり、頻度も増え、数日間水が引かなくなっていたのである。このため牛牧輪中の村々（とくに近世以降に開拓された後背湿地の新田村）が生活と生産力を維持するためには、環境の変化に応じた新たな水防対策を必要とした。そこで当初選択したのが水除堤であった。しかし、水除堤の築堤を願い出る牛牧輪中に対して、美江寺村・十四条村・小柿村・軽海村・宗慶村など街道北の上郷村々が障りを申し立て、争論が繰り返された。後年の資料からその経緯をたどると次のようになる（2242-い・え、393）。

元禄9（1696）年に「牛牧村筋村々組合」が新堤を出願したが、美江寺村らが「大障り」を訴えたため認められなかった。元禄13（1700）年春には新堤を築きかけたが、やはり訴えにより取り払いを命ぜられている。

美濃郡代・高木家による河川管理体制が構築されると、宝永7（1710）年より笠松・多良両役所へ「絵図訴状」でもって見分を願い出た。「強訴」の結果この願いは聞き届けられ、正徳2（1712）年4月5、6日に高木五郎左衛門（西家）・高木求馬（北家）・辻六郎左衛門（郡代）による立会見分が実施されたものの、7月25日に「少了簡有之間一先願差延」が申し渡された。なお、牛牧輪中の願書には「近在御料私領之者共障ニ罷成候段聞届、依之願相延申にてハ無之候」（393）とあるのに対し、美江寺村などの訴状では「相障り候筋ニ究り候故急度相止メ候様被仰付」（2242-い・え）とあり、両者の見解が食い違っている。その後も請願は続けられ、正徳5（1715）年には高木五郎左衛門・高木求馬の参府を機に江戸表へ水除堤を願い出るに至ったが、これも採り上げられなかった。

享保20（1735）年には美濃郡代井沢弥惣兵衛が廻村した際に出願し、元文3（1738）年には笠松役所において美濃代官滝川小右衛門の詮議がおこなわれたが、井沢・滝川時代のいずれも障り筋ゆえ新

堤は認められなかった。

このうち宝永7年に笠松・多良両役所へ願い出たときの絵図が「美濃国本巢郡絵図」(6352、図VII-7)と考えられる。薄い朱色が「願之堤」を示しており、中央の五六橋川の両岸に築堤、中川に「撥上」を願ったことが判明する。その間数は、五六橋川右岸は中山道から2680間築堤して犀川堤に接続し(「築合」、左岸は中川の井堰塚まで3528間、中川の「撥上」は井堰塚から1826間、合計8034間であった。この水除堤が実現していれば、長良川に面した輪中低位部が築廻となり、牛牧村・十九条村などからなる輪中と、柳一色村や上橋本村からなる輪中が形成されたはずであった。

事態が進展するのは、寛延2(1749)年に川崎平右衛門定孝が本田代官として着任してからである<sup>(8)</sup>。川崎着任後から牛牧輪中の村々は水除堤に変えて、五六橋川落口に逆水留門樋の建造を願い出るようになる。堤は「敷地大分相潰」、また「殊相衰候百姓築立人足等之勢茂無御座」のため、村々が申し合わせて門樋へと「願替」を申し出たとあるが(699-い)、『穂積町史』によると、これは「代官川崎平右衛門が指導して、提出せしめたものらしい」という<sup>(9)</sup>。とはいえ、門樋願いも簡単には認められず、資料から確認できるところでは、寛延3(1750)年6月(本田役所宛て<sup>(10)</sup>)、宝暦2(1752)年10月(同前<sup>(11)</sup>)、宝暦3年3月(699-い、多良役所宛て)と同様の嘆願を繰り返している。そこに吉田久左衛門が来濃したため、宝暦3年5月に「場所絵図面」を添えて、3月付願書と同内容の願書を再度提出した(2217-あ)。この「場所絵図面」の候補として、絵図6359(図VII-8)をあげておきたい。

絵図には、五六橋川が犀川と落ち合う手前に「御願門樋」が描かれている。これが逆水留門樋であろう。それに付随して、「御願門樋」と犀川左岸堤をつなぐ「門樋西新堤」(368間)および「御願門樋」と中川の「前々々有来用水杖逆水留」をつなぐ「門樋東新堤」(590間)が計画されている(黄色)。図VII-7と違い五六橋川両岸の堤は計画されていない。

ところで、正徳5(1715)年の水除堤願いは、牛牧村、野白新田(村)、十九条村、十八条村、只越村(以上は御料、相給含む)、上橋本村、柳一色村、祖父江村(以上は尾張藩領)の8ヶ村5820石余を対象としていたのに対し(393)、門樋願いに「願替」してからは高位部の十七条村(尾張藩領)、下本田村(御料)、別府村(加納藩領)を加えた11ヶ村8300石余が対象となっていた(699-い、2217-あ)。にもかかわらず、願書に署名したのは只越村・下本田村・別府村を除く8ヶ村のみであった。

只越村・下本田村が参加を見合わせたのは、高百姓が費用負担を嫌ったためである(「高百姓申候ハ入用等相掛申様成義ニ御座候ハ、御願申儀相止メ呉候様申ニ付」、700)。別府村は堤外に障りはないとしながらも、堤内は郡上川通(長良川の古称)が水高になり悪水が滞留するとして門樋に反対した(702)。

別府村が指摘するように、門樋およびその左右より新堤を設けて五六橋川への逆水を阻止することで、かえって出水時に長良川の水位が上昇することが懸念された。その結果、周辺輪中の悪水滞留や犀川への逆水が集中し田畑や街道への被害が拡大するとして、長良川沿い位置する穂積村・下奈良村・次木村・高河原村・日置江村・御茶屋新田村(698)、犀川沿いの古橋輪中・東結村(701)や墨俣村(703)、下宿村(704)が門樋に対して障りを申し立てた。これらの村々は4月に続いて、7月の見分時にも再度障りを申し立てている(958、960、965)。

また、穂積村(965)および日置江村・御茶屋新田村(959)の障り申立から、牛牧輪中は穂積村内に新猿尾(大猿尾)の設置も願い出ていたことがうかがえる。これは穂積村に事前相談したものでなかった。新猿尾は長良川の五六橋川・犀川口への水当たり軽減を企図したものであろうが、かえって日置江村・御茶屋新田村が水先となり、また穂積村出郷字下河原への水当たりが強くなるとして3ヶ村は反対した。

このように利害が対立するなか、現地の吉田代官・青木郡代・水行奉行高木家たちは見分吟味のうえ、次のように対応した<sup>(12)</sup>。

古橋輪中については、悪水を落とす犀川は五六橋川と一緒に長良川へ流れ出るため、門樋・築廻堤ができれば犀川への逆水が増し、犀川が落ちかねるとして障りを申し出ていた。一方で、前節で述べ



たとおり、犀川は以前から曲りが多く悪水が落ちかねるため、曲りの場所を掘替して水落が改善すれば障りでなくなるとも願っていた。そこで見分吟味したところ、その主張に相違ないため、犀川掘替普請を認めることとした。犀川掘替は門樋普請の内に入れて目論見を立てることとなる（「新川掘替御目論見之儀、門樋御普請之内江御入御目論見被為遊候御儀ニ御座候」、2217-し）。

河渡輪中の河渡宿・生津村も、門樋により逆水が増すため、以前からの要望であった長良川・糸貫川通の堤がない場所への新堤が許されれば、門樋への障りは申しないとも願っていた。河渡宿・生津村の新堤願いについては、既述した上本田村・下本田村・只越村に加えて馬場村の御料（川崎支配所）4ヶ村が障りを申し立てたため、吉田たちは「小水計除候積り堤低仕立候ハ、障り間舗旨」提案した。下本田・只越の2ヶ村は、糸貫川より古堤までの間数8ヶ所平均でもって新堤を築き立てる場所を決めることで得心したが（東25-7）、馬場村は田方12町歩ほど、上本田村は外畑48石余の場所がこれまでより水損が増すとして、やはり障りを申し立てた。これについては、門樋は牛牧輪中6000石余（出願8ヶ村）の水難が遁れられるだけでなく、願村の外にも水損が減少する場所が2000石余（只越村・下本田村・別府村の分）もみこまれる「多分之御益」であるため、「少分之障り御座候共、願之通御普請被仰付可然哉ニ奉存候」と判断した。

美濃路の渡船場や外畑への障りを申し立てた墨俣宿については、尾張藩役人の吟味により宝暦4年中に障りを取り下げるに至った。

普請については、新堤は御入用（公儀負担）で、門樋は御林木を支給し百姓自普請で仕立てるよう申し渡した。牛牧輪中はこれをいったんは受け容れたが、宝暦3年8月17日の大洪水で大きな被害にあったため、新堤・門樋とも御入用での普請を願い（997、東A19-14）、手伝普請が始まると手伝普請に加えられることを求めた（東19-7）。

こうした利害調整を経て江戸表へ伺いを立てたところ、一色周防守は、門樋・新堤・新掘割は共に水行普請の場所より隔たり、かつ水行に関わることでないとして手伝普請に組み入れず（「水行御普請此節取懸り候場所ハ最寄隔、且水行江拘り申事ニも無之候間」）、御入用普請として川崎平右衛門に普請目論見を作成するよう指示した<sup>(13)</sup>。

川崎の普請目論見に対し一色周防守の下知が済み、本田役所において申し渡しが行なわれたのは宝暦6（1756）年正月7日であった（東49-6）。このとき牛牧輪中の門樋と河渡宿・生津村の築廻堤は願いのとおり認められた。犀川掘替は門樋普請の一環であったため（「牛牧輪中門樋ニ附候」）、牛牧輪中より仕立てるよう命ぜられた（2222）。

門樋は翌宝暦7（1757）年には竣工し<sup>(14)</sup>、河渡・生津間の築廻堤は明和元（1764）年の絵図（東48-12、図Ⅶ-9）に「御堤七百間余子年出来場所」とあるので宝暦6年中（丙子）に竣工したようである。しかし、絵図では河渡宿・生津村が築廻堤と共に願っていた曾我屋村東堤の築登りについては「三百間余御願場所」とあり未着工である。堤敷地をめぐる問題に領主安藤氏の転封が重なり遅れたため、河渡・生津両村が明和元年6月に再度願い出たことで（東49-6、図Ⅶ-9はこの付属絵図だろう）、同年中に竣工した<sup>(15)</sup>。

## （6）小括

長良川・糸貫川・犀川に囲まれた河渡輪中・牛牧輪中は複数の河川が輪中南端の低位部で長良川に落ち合う地形上の特質から、逆水対策が一つの課題となっていた。自然堤防が発達した犀川・糸貫川・長良川沿いに集落が形成され、堤が築造されたが、河川が落ち合う低位部は堤を欠き、後背湿地は高位部からの悪水や長良川の逆水を引き受ける遊水地として機能していた。ところが、新田村の発展や土砂堆積による河川の河床上昇により、逆水被害が拡大したことで、築捨部分に築廻堤や門樋の設置が求められるようになる。氾濫域を含めた治水からの転換ともみることができ、築廻堤や門樋による遊水地の喪失は犀川・糸貫川への逆水集中につながるため、川除普請を必要とする川沿いの村々からは障り申立が相次ぎ、治水をめぐる地域対立が長引いた。これは本田代官に着任した川崎平右衛

門の働き掛けにより利害調整が進み、牛牧輪中の門樋・築廻堤普請により想定される環境への影響を踏まえて、古橋輪中の犀川掘替および河渡宿・生津村の水除堤普請も同時に取り組まれることとなった。

## Ⅷ 長良川上流

長良川上流の本流・支流沿いの村々が提出した意見書を検討する。主に武儀郡・山県郡にあたる。長良川上流は郡上川とも称し、東から津保川が流れて芥見辺りで合流し、西側を武儀川が流れて側島辺りで合流する。岐阜を過ぎた辺りで、鳥羽川（上流は戸羽川とも記す）と合流した伊自良川と落ち合い、向きを変えて南流する。

### (1) 岩村の赤土溜池普請願い

支川の鳥羽川沿いから検討する。山県郡岩村（松平監物知行所）は、宝暦3（1753）年6月に願書（886）と絵図（885-い、図Ⅷ-1）を提出し、翌月「濃州山県郡岩村御願申上候堤間付」（885-あ）を作成した。絵図の東側を流れるのが石田川であり、この先、西流して鳥羽川と落ち合う。

願書では、47年前の宝永4（1707）年に辻六郎左衛門・高木五郎左衛門・高木新兵衛が美濃国の石砂入・水除堤・水溜水腐などを見分して普請目論見を成したことがまず述べられる。これは水害復旧を目的とした宝永4年の国役普請を指しているのであろう<sup>(16)</sup>。国役普請にあたっては田畑の被害状況と復旧に必要な人足・物資を記した砂入地面直・川除砂留の普請目論見帳が村ごとに作成された。岩村の目論見帳に残っている（298、302、350、352）。岩村ではこのとき石砂留堤・川通水除堤・赤土溜池など数ヶ所を仰せ付けられたという。その効果もあり、その後30年ほどは「耕作実好御座候」であったが、山崩れで赤土溜池が埋まり、ここ10年は赤土が田所へ押し出し作物が実らない状態になっていた。小知の地頭では普請が十分ではないため、47年以前のとおり赤土溜池の修復普請を願ったのである。

絵図の中央に赤く塗られた箇所が赤土溜池、薄黄色が堤、網掛が「水越」（水漉）を示している。1番目の溜池（90×20間）および2番目の溜池（16×16間）で赤土を溜めて、それぞれ「水越」で濾過して石田川へ流す仕組みとなっている。2番目の赤土溜池に接続するのは「宝永四年御目論見雨池」（27×35間）である。絵図の東北には「岡田将監様御目論見寛文三年石堤」、「元文弍年堤」、「宝永四年御目論見堤」、「宝永四年下堤」が並んでおり、17世紀後半から断続的に堤普請が繰り返されていたことがわかる。

現在、他の絵図（6294）に挟み込まれている剥離紙が図Ⅷ-1の貼紙であったと考えられるので、画像上で貼紙を復元した絵図も併せて掲載する（図Ⅷ-1の補正画像）。これにより、赤色で塗られた場所が「御願場所」であったことが判明する。「濃州山県郡岩村御願申上候堤間付」と併せて読むと、普請を願い出た箇所は、①石田川通水除堤120間、②赤土溜池の山側にある西35間・東35間の壺番堤および横8間・縦6間・厚重ね4尺5寸の「水越」、③赤土溜池の田所側にある東100間・西64間の式番堤および横8間・縦6間・厚重ね4尺5寸の「水越」、④赤土溜池の「池さらへ」、⑤「式番池さらへ」および同所の横6間・縦4尺・厚重ね4尺5寸の「水越」であった。

### (2) 戸羽川通川替普請願い

山県郡西深瀬村（川崎平右衛門代官所）・高木村（柴村藤右衛門代官所）・東深瀬村（同前）・高富村（高富藩本庄氏）の4ヶ村は、宝暦3年5月に、戸羽川の川替を願い出る（734）。そのときの絵図が998（図Ⅷ-2）である。

東深瀬村・高富村は戸羽川左岸、西深瀬村・高木村は右岸に位置する。近年は出水ごとに石砂が大分走り出し、百姓役で浚ってきたものの、「川高ク」なり自力ではかなわず、年柄によっては田地皆無同然となるため、川替を願い出たのであった。

川替の方法は絵図で示されている。やや色が薄くてわかりにくいですが、中央を南流するのが戸羽川で、山間からいくつもの支流が流れ出ている。絵図中央の西の山から戸羽川へ石砂が走り出している様子が描かれており、その場所に「御普請所長五百間、巾八間」とある。そこから下流は戸羽川が蛇行しており、石砂と併せて水行が滞る要因となっていたことが察せられる。川替はその東側の高富村分田・佐賀村分畑・東粟野村分田を直線的に掘り割り、捷水路を設ける計画であった。

### (3) 郡上川通瀬違願い

次に長良川（郡上川）に移る。武儀川が長良川と落ち合う地域から普請願いがあった。

図Ⅷ-3（6297）は宝暦3年6月の「濃州山県郡千疋村・中屋村・世保村三ヶ村古川通瀬違立会絵図」である。大きく蛇行して流れるのが郡上川、そこに合流する細い川は武儀川である。山県郡千疋村（御料）、世保村（御料）、中屋村（石河伊賀守領）は両川の合流点に位置する。

絵図が付属していた願書（888）によると、郡上川通向川原が年々と高くなったため、千疋村字大砂から世保村までの間で川瀬が傾き、出水ごとに3ヶ村の田地は「大分欠落」するようになったという。このため向河原の古川通へ瀬違（掘替）を願い出たのであった。この地域でも土砂堆積による川瀬の傾きが水害の原因であるとして、河道の瀬違（ここでは河道を元に戻すこと）が求められていたのである。

瀬違の計画は絵図に記されており、瀬違惣長は380間、うち270間は「掘割分」、110間は「掘ニ及不申候」であった。ただし、絵図に「堰切り」を記し忘れたとして、3ヶ村は翌月に「籠猪ノ子杭ニ而堰留瀬違」を追願する（968）。「川成り」が傾いているため、旧河道を掘割すると同時に、現在の河道を堰き止める必要があるという判断からであった。

なお、図Ⅷ-3に続く郡上川の絵図が図Ⅷ-4（6299）にあたる。郡上川の左岸、図Ⅷ-3の戸田村に隣接する側島村が作成した。宝暦3年6月の「濃州山県郡側嶋村西堤御入用御普請下目論見帳」（889）と対になっており、御林欠所60間腹籠、渡場10間の笠堤、渡場上8間の普請を求めている。

### (4) 笠神村・横越村普請願い

郡上川中流では、笠神村・横越村・池尻村から普請願いの提出があった。いずれも郡上川右岸に位置し、上流から笠神村、横越村、池尻村と隣接した。

武儀郡笠神村・横越村は共に鳥角右衛門知行所である。両村の村役人が連署して宝暦3年6月に提出した願書（884）によると、郡上川通の両村は格別に水当たりが悪く、「先年御国御普請之節奉願、御普請被為遊被下候大分之御普請場所、地頭自力之構ニ而茂相叶不申、迷惑ニ奉存候」とあった。

この翌月、見分後に横越村は単村で願書（887-あ）を提出する。7月願書は絵図（887-い、図Ⅷ-5）もあり、普請要求が具体的に示されている。先年の国役普請のときは東古川通へ「水分り通り」であったが、30年前に西へ川瀬替り、本川筋は大水の節は「少々通り」になったという。川瀬が変わったため、横越村のある西川筋への水量が増え、水当たりが強くなったのである。そのため、渡場100間（馬踏1間、根敷3間、高1間）、中ノ猿尾上伏川中へ5間（馬踏2間、根敷6間、高5間）、下ノ猿尾15間・川中へ幅3間仕出しの3ヶ所の普請を求めた。3ヶ所の位置は絵図で確認することができる。

### (5) 池尻村普請願い

武儀郡池尻村（松平監物知行所）は宝暦3年5月に願書を作成しているが（731）、構成は岩村願書（886）と類似しており、同じ知行所の村として情報を共有していたものと思われる。

池尻村も宝永4（1707）年の国役普請で設置された数ヶ所の猿尾水除堤が機能していたところ、その猿尾水除堤が年々崩れ、ここ10年は洪水のたびに田所が流されるという。特に川向の小瀬村は山際で土地が高く水行が傾ぐため（「山を上ニ当土地高く水行かたぎ」）、池尻村の田所は崩れ迷惑しているとす。そこで「御救ニ古川通江水行仕候様堀通シ」を願ったのである。



この付属絵図が図Ⅷ-6 (6294) と考える。中央を蛇行して流れるのが郡上川、朱線は街道であろう。郡上川を挟んで池尻居村と小瀬村が対峙する。郡上川右岸には「宝永四亥年猿尾」のみならず「慶長年中猿尾」も並んでいる。貼紙で「先年古川通り」と「此度御願所」が示されているものの、残念ながら貼紙の位置が変わっているようで、普請出願箇所の詳細な位置が定かでない。それでも堤300間および50間新猿尾2箇所を求めていたことがわかる。

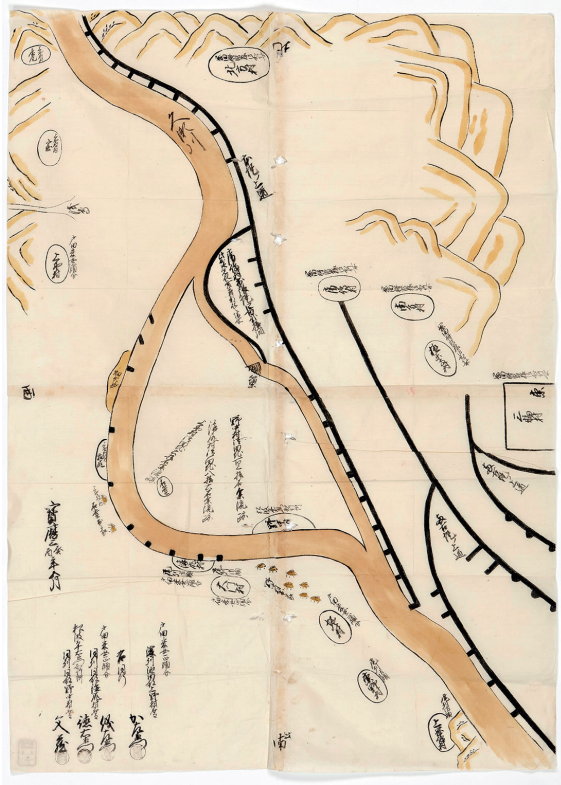
#### (6) 小括

戸羽川・郡上川でも土砂堆積に河床上昇・川瀬替りによる被害が発生し、また国役普請後の保守が十分でないために水除機能の低下がみられた。伊尾川上流の久瀬川・藪川と似た状況にあったと言えるが、要求された普請は流域や川の流れに大きな影響を与えるものではなかったためか、障り申立は確認できず、大きな対立には至っていない。

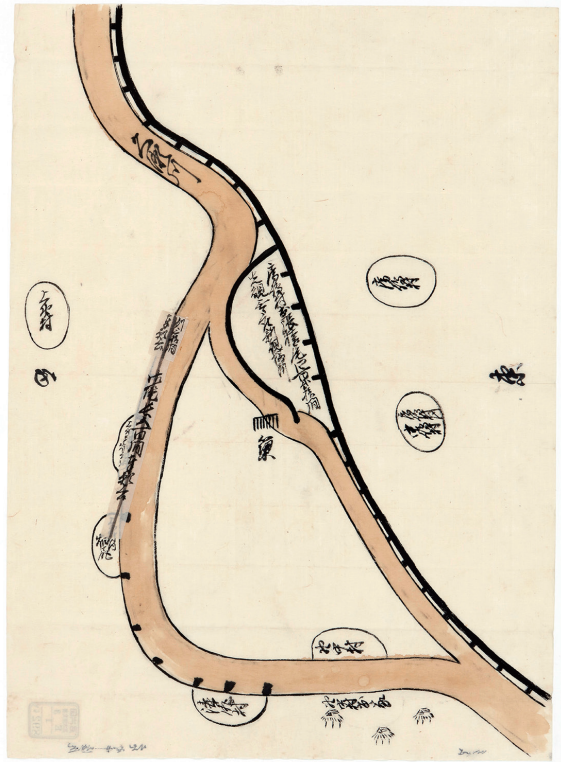
#### 注

- (1) 一ツ木村は旗本徳永氏との相給であり、徳永平兵衛知行所の一ツ木村庄屋は、吉田代官の見分に際して出願をせず、御料一ツ木村の願いのとおりに仰せ付けられたいと回答していた(669-き)。
- (2) 宝暦3年と比定した理由は、書状中に「来戌」とあること、および宝暦3年10月に一ツ木村が多良役所に提出した願書(669-く)に同内容の記述がみられるからである。
- (3) 前掲・安藤萬寿男『輪中―その形成と推移』、193～210頁。
- (4) 川の名称については『岐阜市合渡の歴史』(岐阜市合渡広報会連合会、1986年、2～4頁)を参考にした。
- (5) 前掲・安藤萬寿男『輪中―その形成と推移』、206～207頁。ただし、安藤は準輪中とみなすべきとする。
- (6) 願書(5576-い)に年月日の記載はないが、『岐阜県治水史資料網文』二の掲載の同文資料から宝暦3年6月と判断した。
- (7) 牛牧輪中の形成と特質については前掲・安藤萬寿男『輪中―その形成と推移』(193～200頁)、牛牧輪中の請願運動については『穂積町史 通史編 上巻』(穂積町、1979年)を参考にした。
- (8) 本田代官時代の川崎平右衛門の治水に向けた取り組みについては、野田政和『川崎平右衛門と寛延・宝暦治水』(2008年)が豊富な資料を用いて経緯を追っており、大いに参考にさせていただいた。
- (9) 前掲『穂積町史 通史編 上巻』、245頁。
- (10) 『穂積町史 資料編 第二』(穂積町、1976年)、40番文書。
- (11) 同前、42番文書。
- (12) 以下の記述は、勘定奉行一色周防守へ提出した宝暦3年11月付(東M9-35-8)および宝暦4年11月付の報告書による。後者は「両御代官御連名御状留 四」(1223)に収録されており、伊藤忠士編『宝暦治水御用状留』(高木家文書宝暦治水史料研究会、1996年)が翻刻している(224～226頁)。
- (13) 宝暦5年3月25日付一色周防守書状(「両御代官御連名御状留 三」、1449)。『宝暦治水御用状留』268～269頁。
- (14) 前掲『穂積町史 通史編 上巻』、250頁。
- (15) 前掲・安藤萬寿男『輪中―その形成と推移』、203頁。
- (16) 前掲『岐阜県治水史』上巻、409～417頁。

(続く)



図VI-1 〔上野村・溝尻村・野中村普請願絵図〕  
E-3-(1)-758

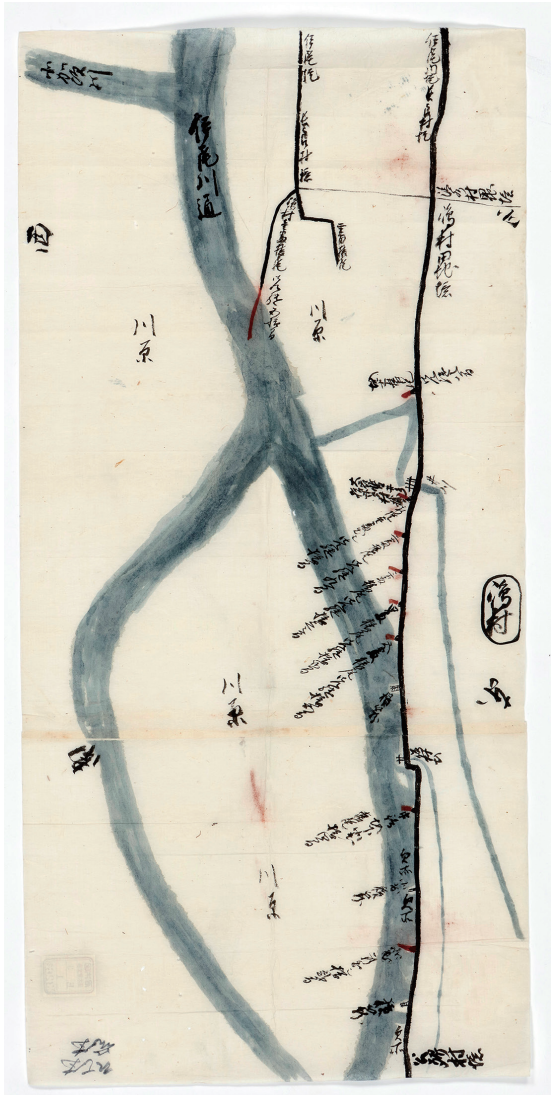


図VI-2 〔上野村・溝尻村・野中村普請願絵図〕  
E-3-(1)-892-い



図VI-3 〔房島村訴状絵図〕 E-3-(1)-6300



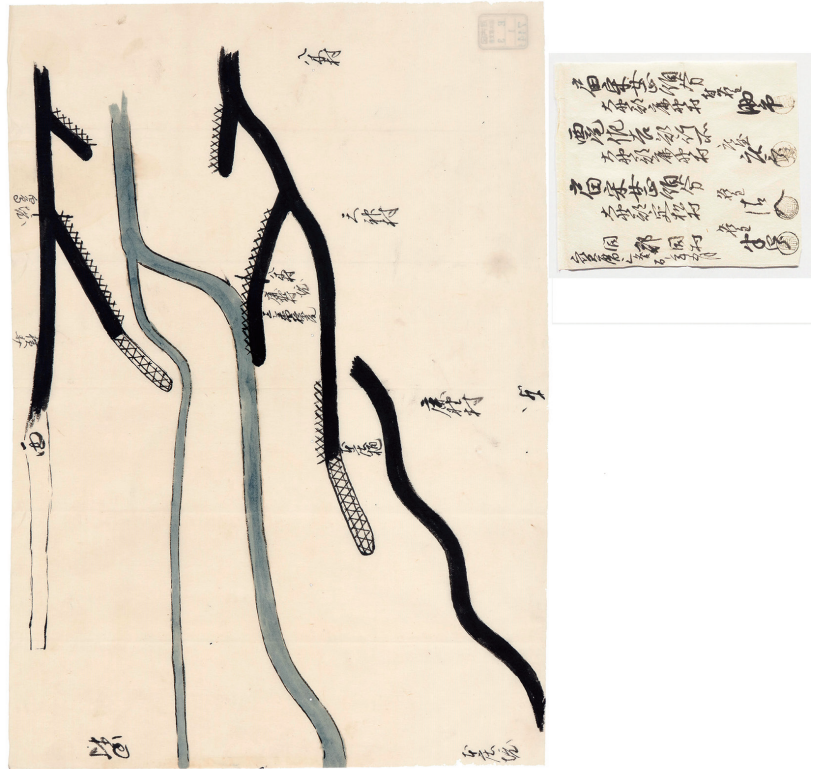


図VI-4 〔島村・公郷村堤普請願絵図〕  
E-3-(1)-2326-ち



図VI-5 大野郡公郷村御国堤御修覆願絵図  
E-3-(1)-902-う

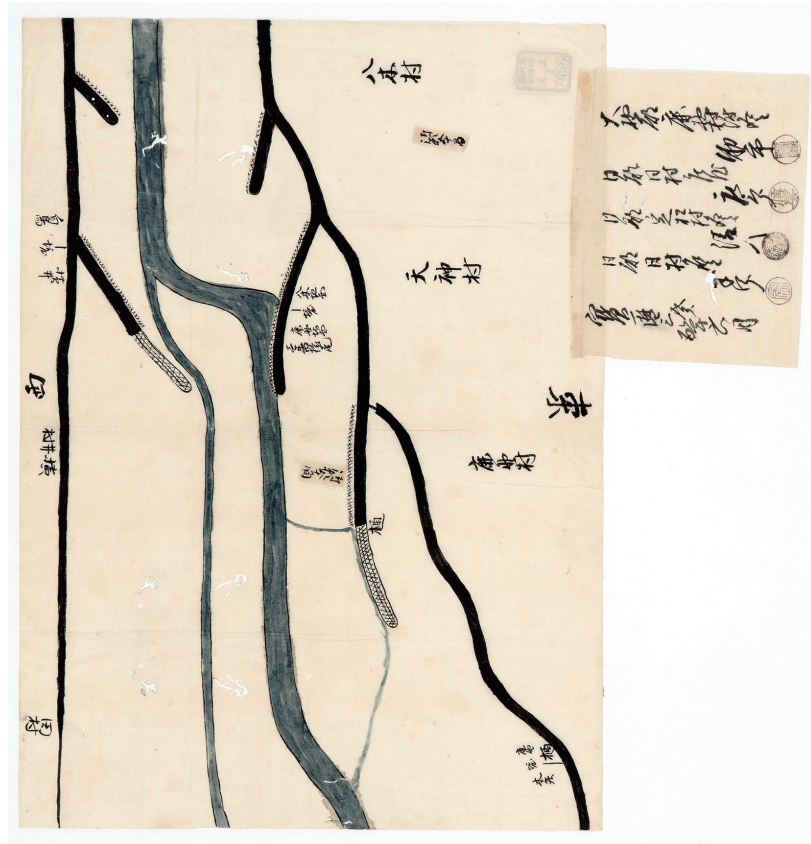
図VI-6 〔鹿野村・定松村水除普請願絵図〕 E-3-(1)-744-う



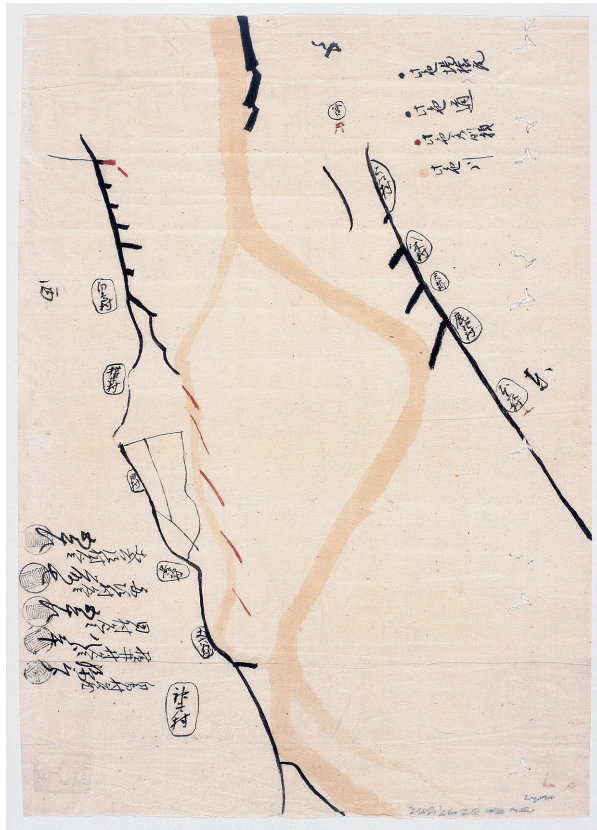
図VI-7 〔本庄村水除普請願絵図〕 E-3-(1)-744-い



図VI-8 〔鹿野村・定松村水除普請願絵図〕 E-3-(1)-893-い



図VI-9 〔本庄村水除普請願絵図〕 E-3-(1)-893-う

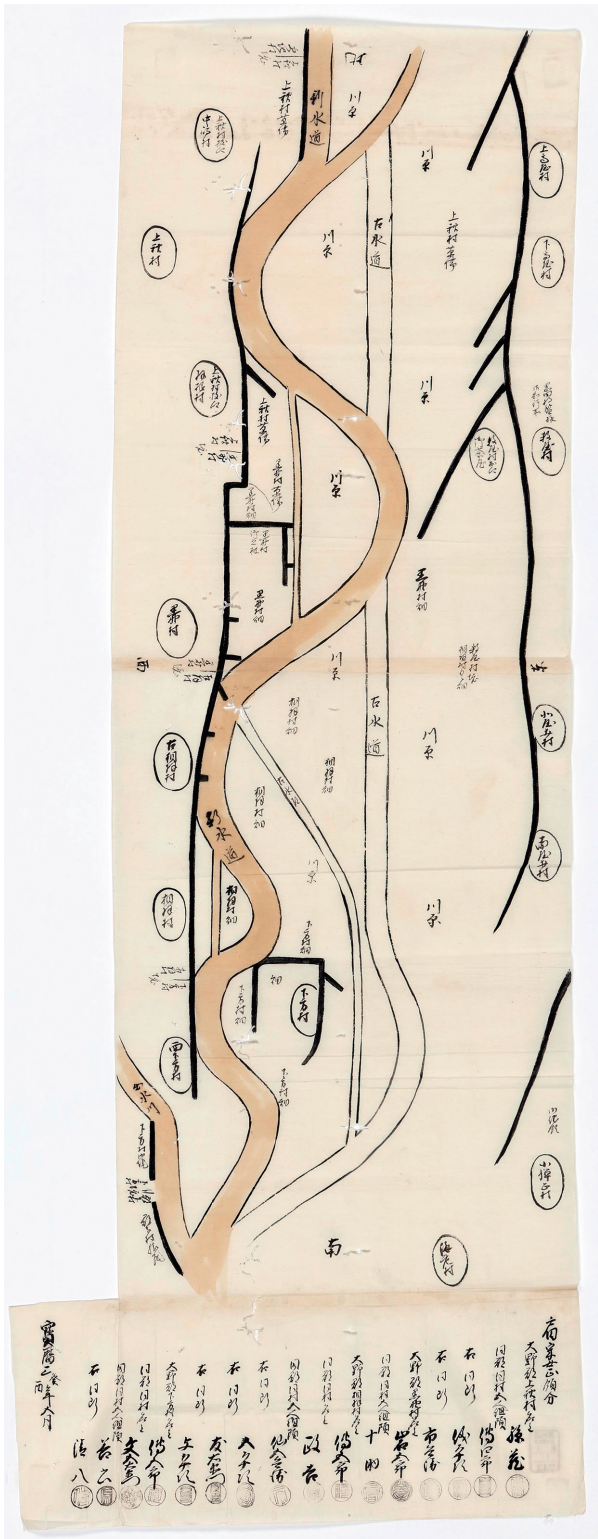


图VI-10 〔白鳥村・横井村・田村・安次村・丈六道村  
水勿普請願絵図〕 E-3-(1)-6397

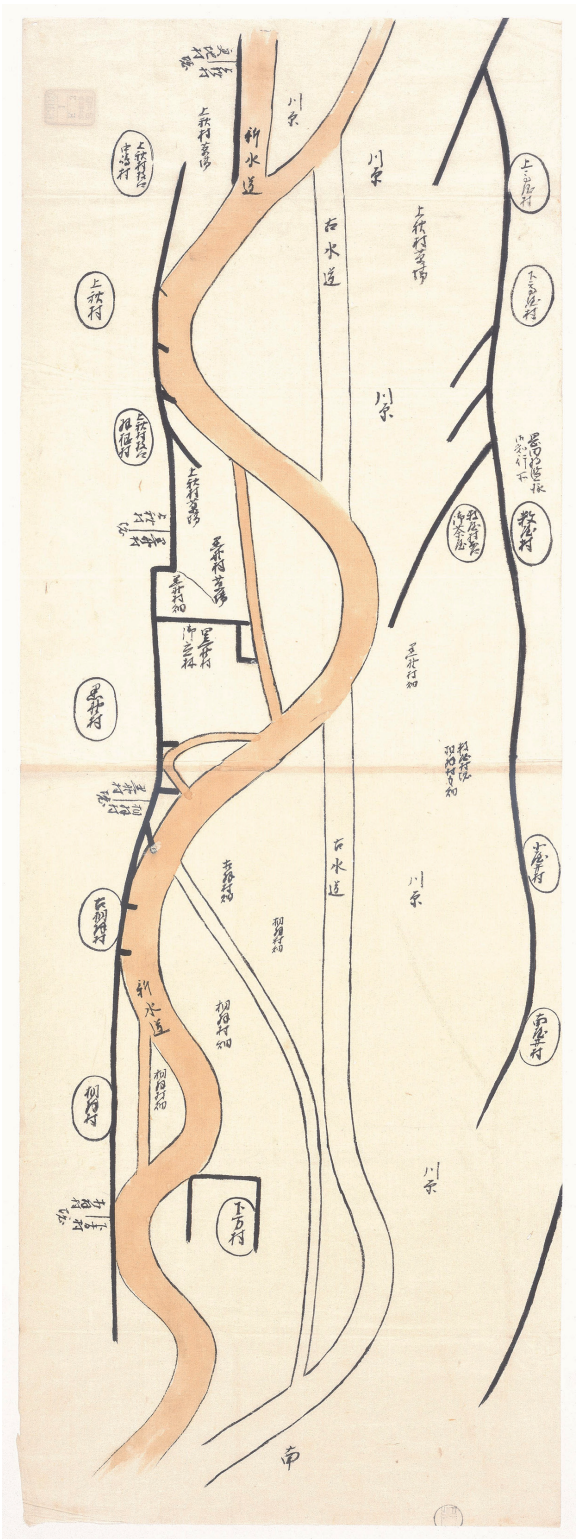


图VI-11 〔神戸村堤普請願絵図〕 E-3-(1)-801-元



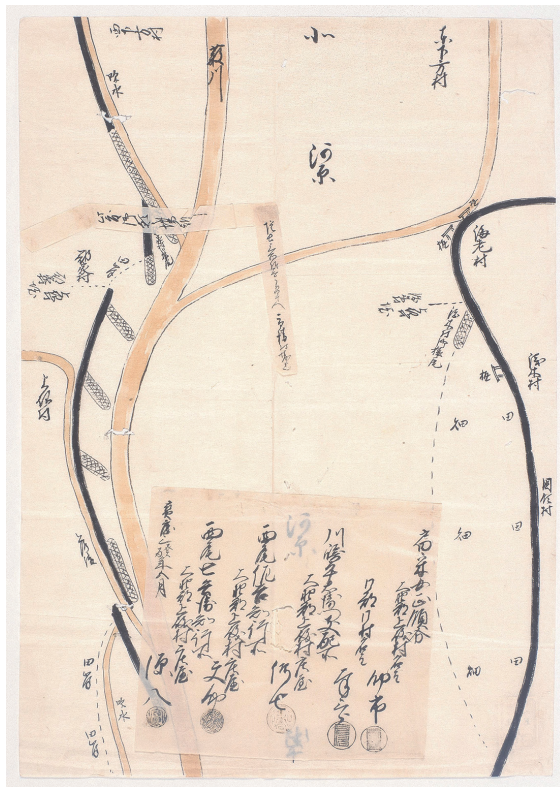


図VI-12 〔藪川水除普請願絵図〕 E-3-(1)-743

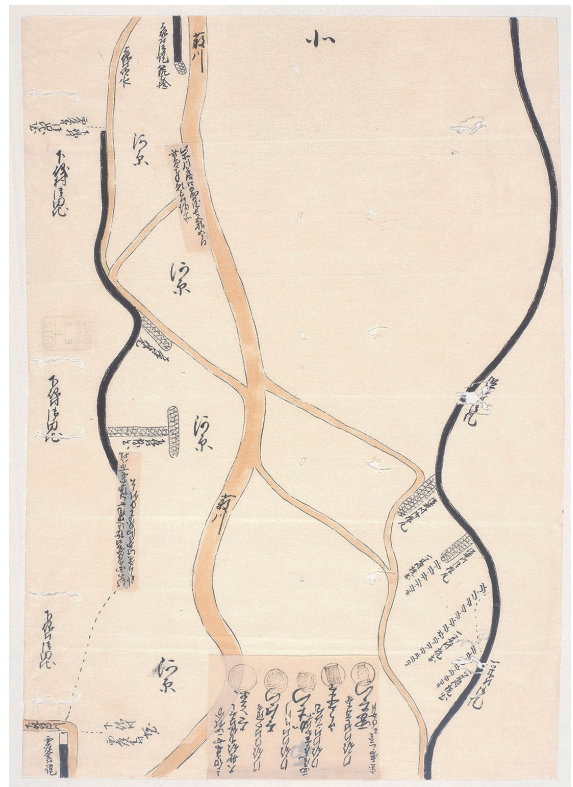


図VI-13 〔藪川水除普請願絵図〕 E-3-(1)-6309

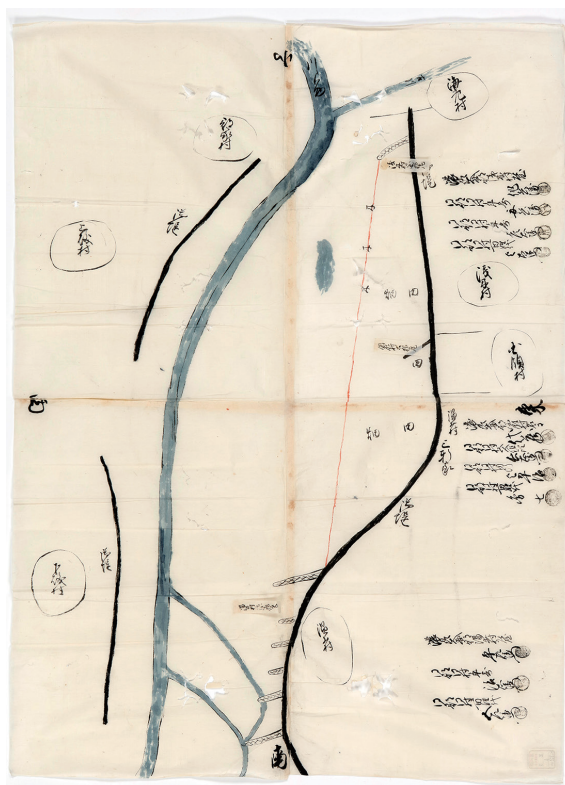




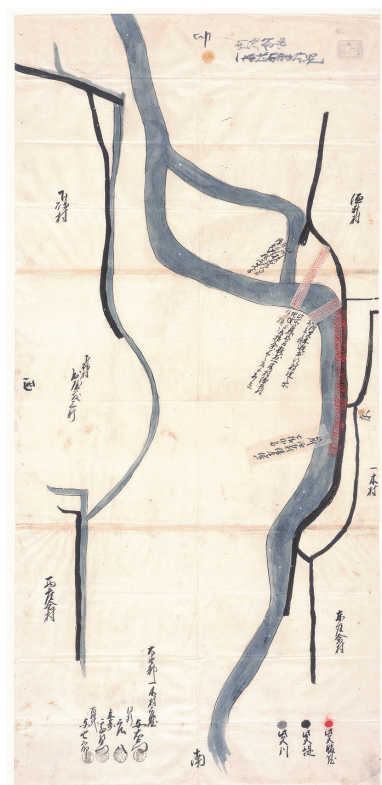
図VI-14 〔上磯村普請願絵図〕 E-3-(1)-6311



図VI-15 〔下磯村普請願絵図〕 E-3-(1)-6312

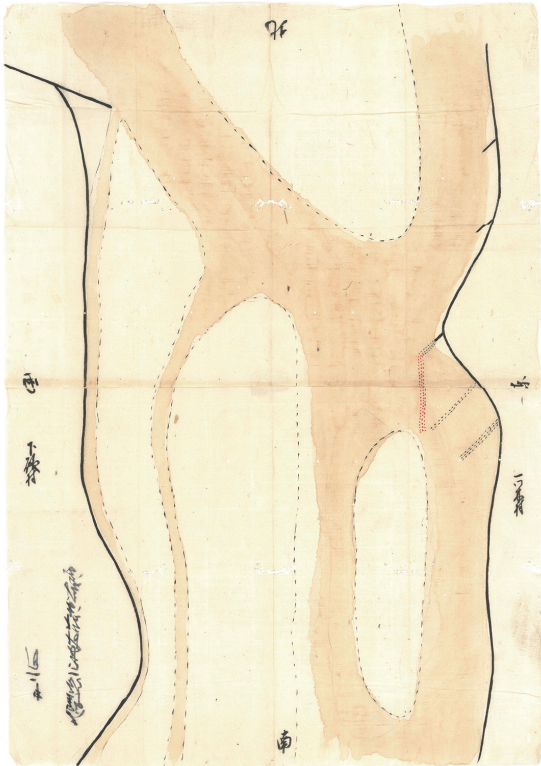


図VI-16 〔浅木村・国領村・温井村水請堤願絵図〕  
E-3-(1)-832-い

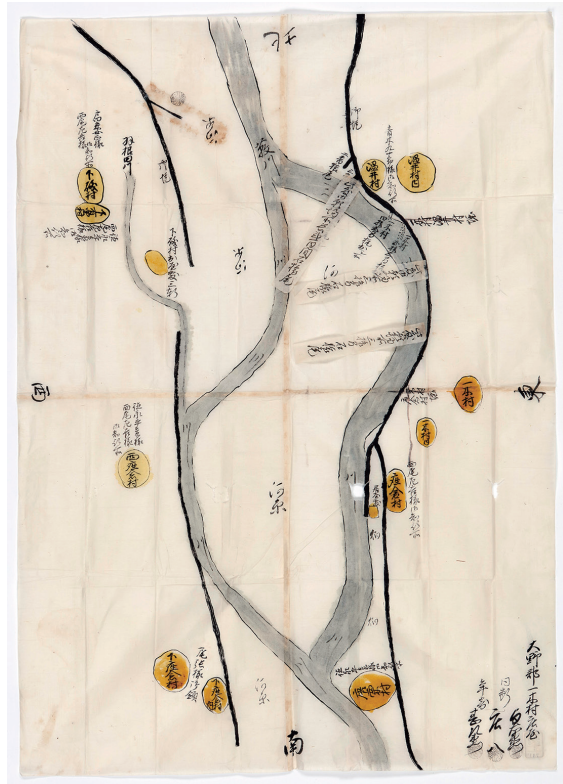


図VI-17 〔一ツ木村川除普請願絵図〕  
E-3-(1)-669-け

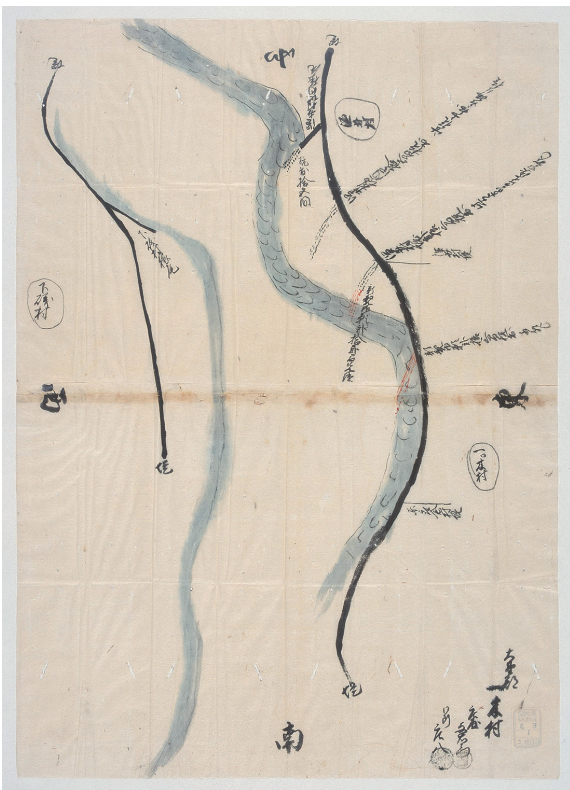




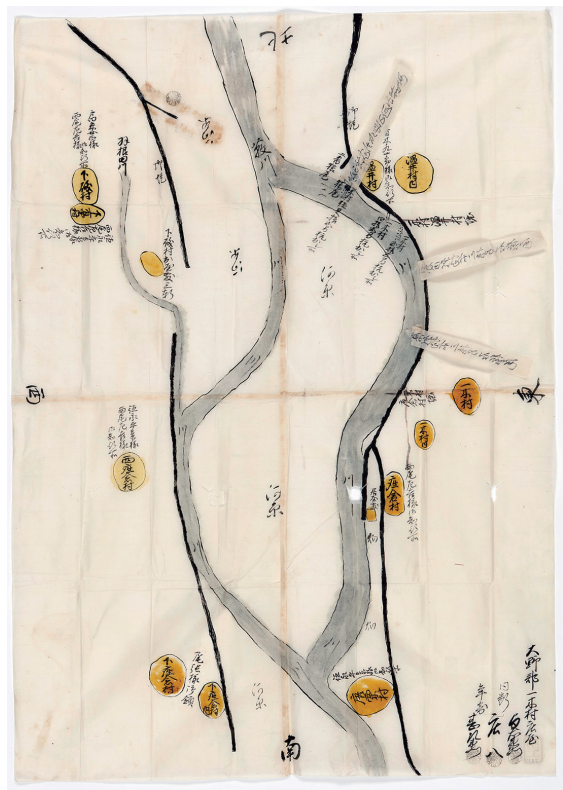
図VI-18 大野郡一ツ木村杭出絵図 東11-14-6



図VI-19 〔一ツ木村堤川除普請願絵図〕  
E-3-(1)-741-お

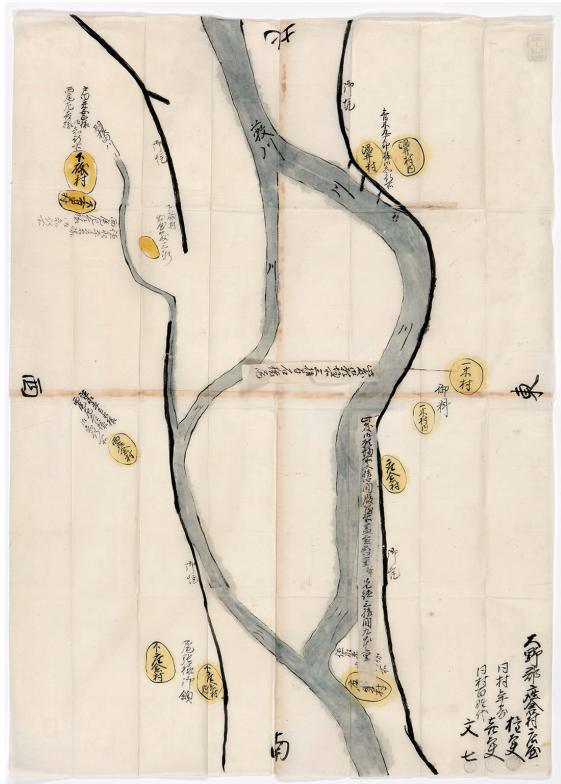


図VI-20 〔一ツ木村普請願絵図〕  
E-3-(1)-669-こ

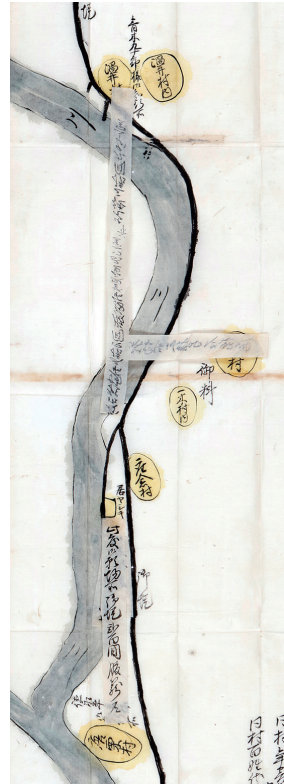


図VI-19 付箋下

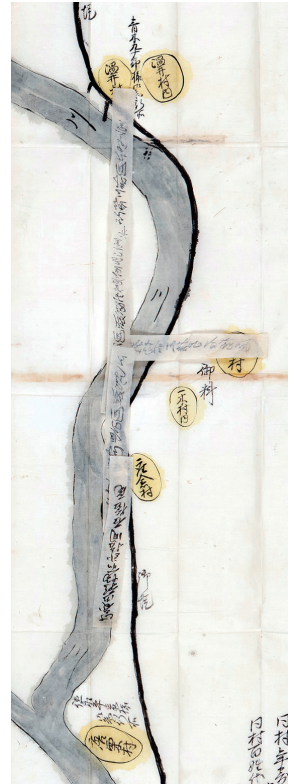




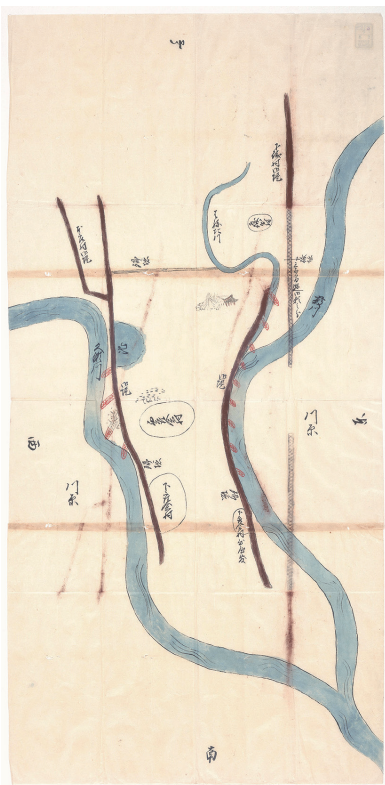
図VI-21 〔東座倉村川除普請願絵図〕  
E-3-(1)-736-い



図VI-21 付箋下1



図VI-21 付箋下2

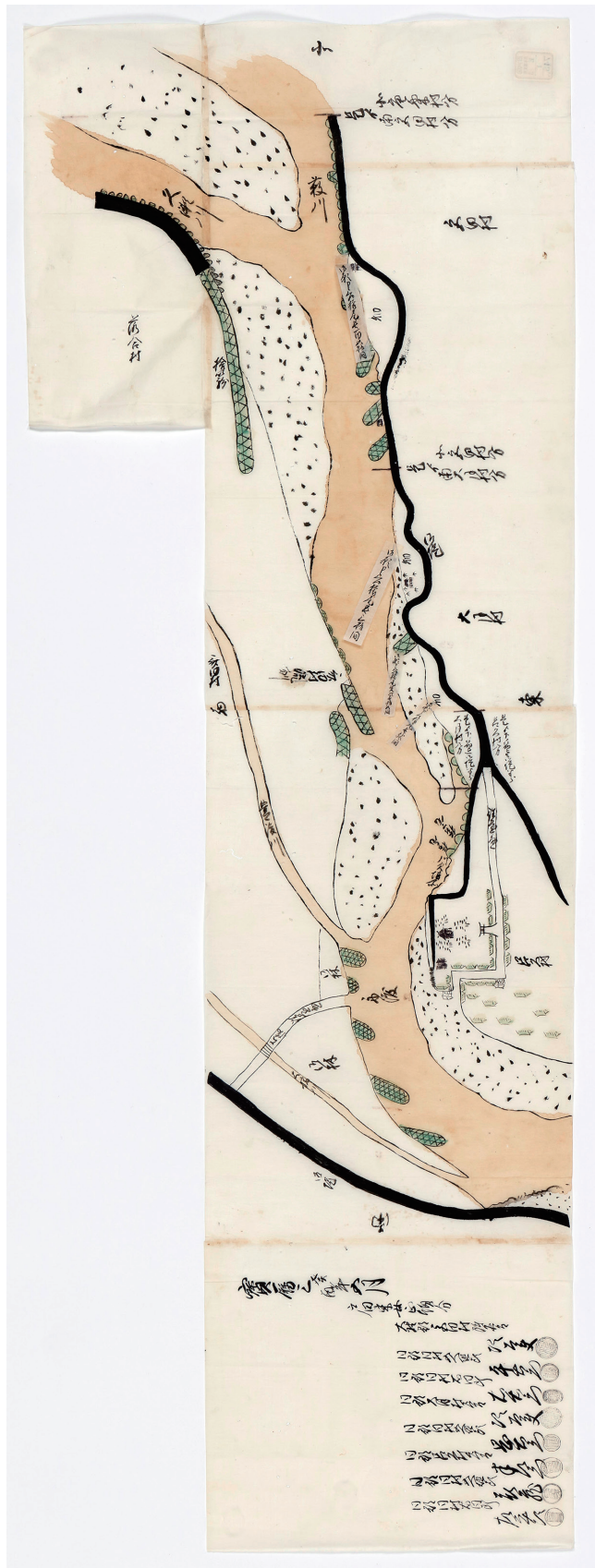


図VI-22 〔西座倉村川除普請願絵図〕  
E-3-(1)-6313



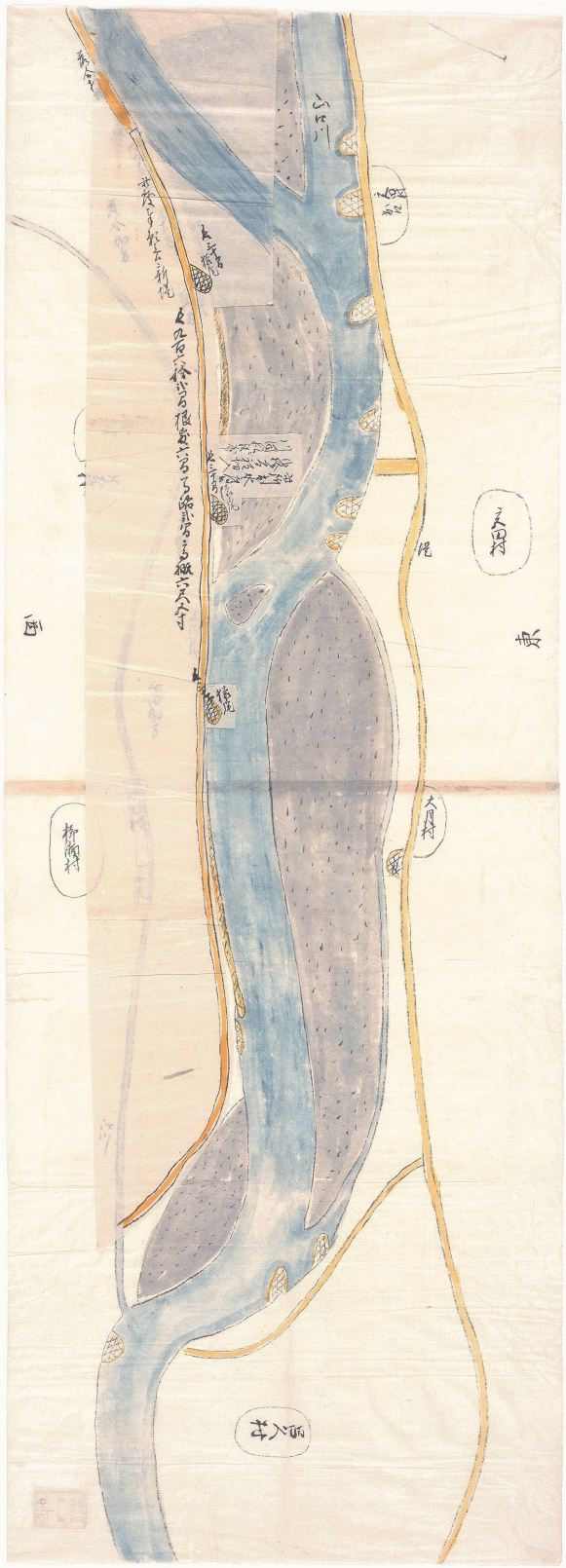
図VI-23 〔唐栗村堤普請願絵図〕  
E-3-(1)-6315



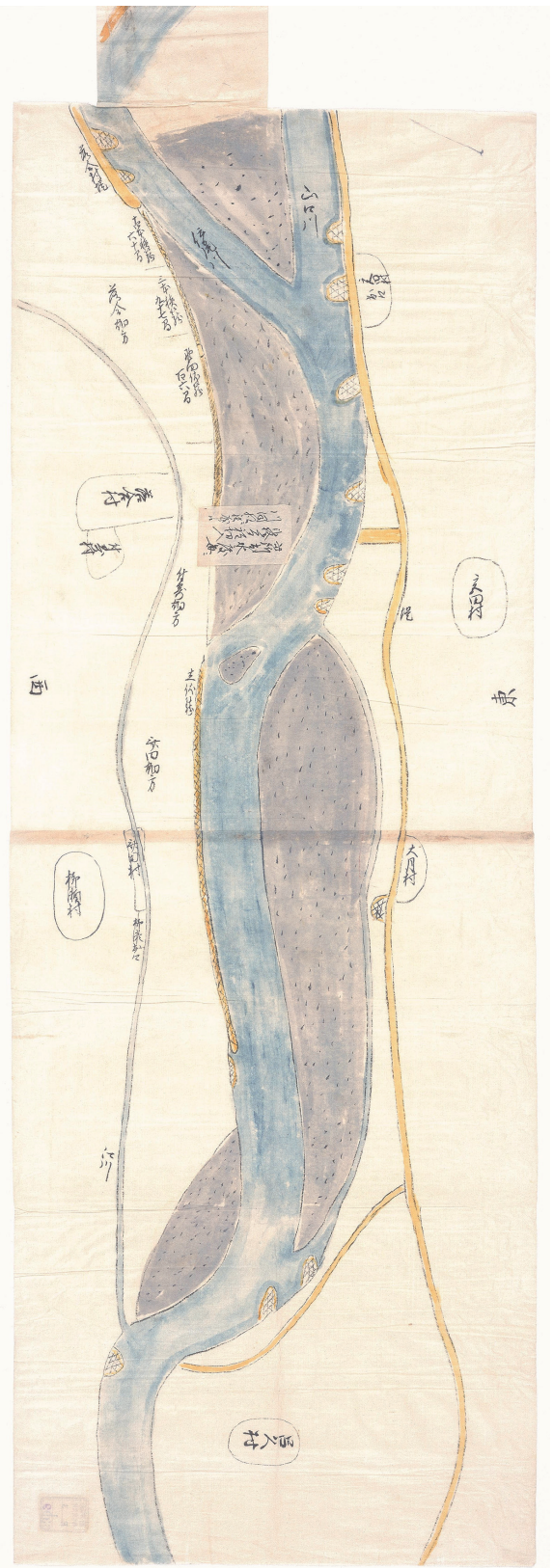


図VI-24 〔宮田村・大月村・呂久村普請願絵図〕 E-3-(1)-745-い



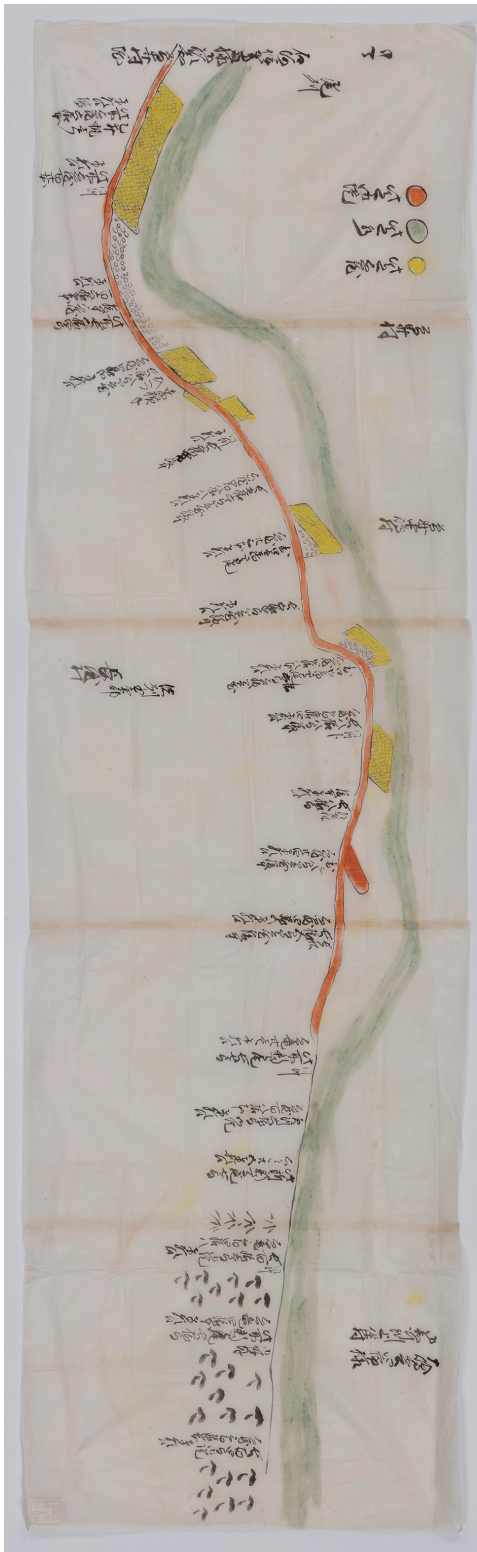


図VI-25 〔落合村・付寄村・齊田村普請願絵図〕  
E-3-(1)-6399

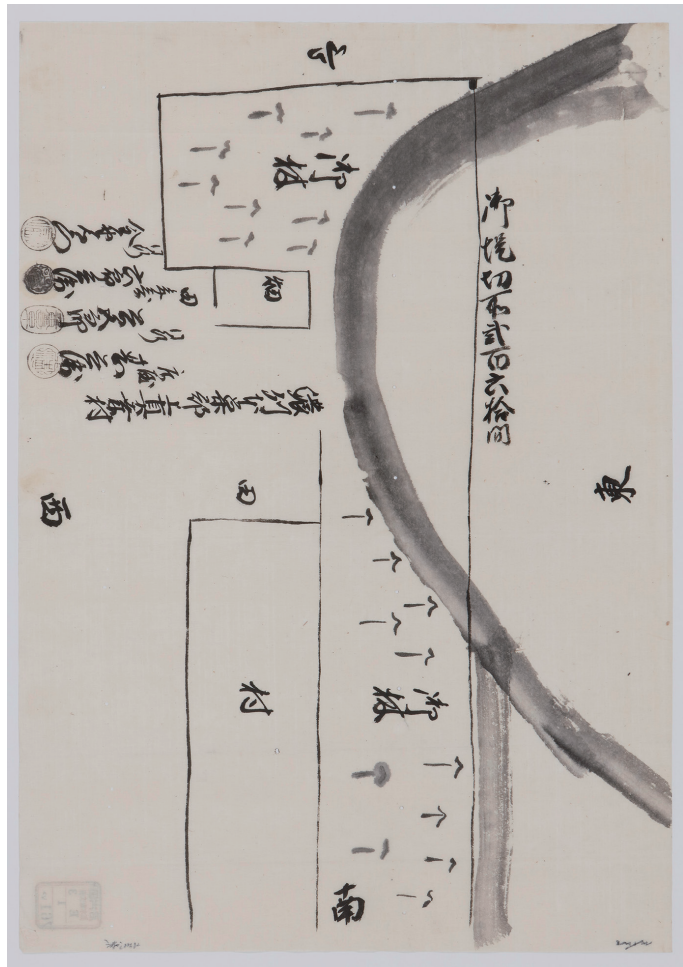


図VI-25 貼紙下





図VII-1 〔長屋村堤普請願絵図〕  
E-3-(1)-760-い



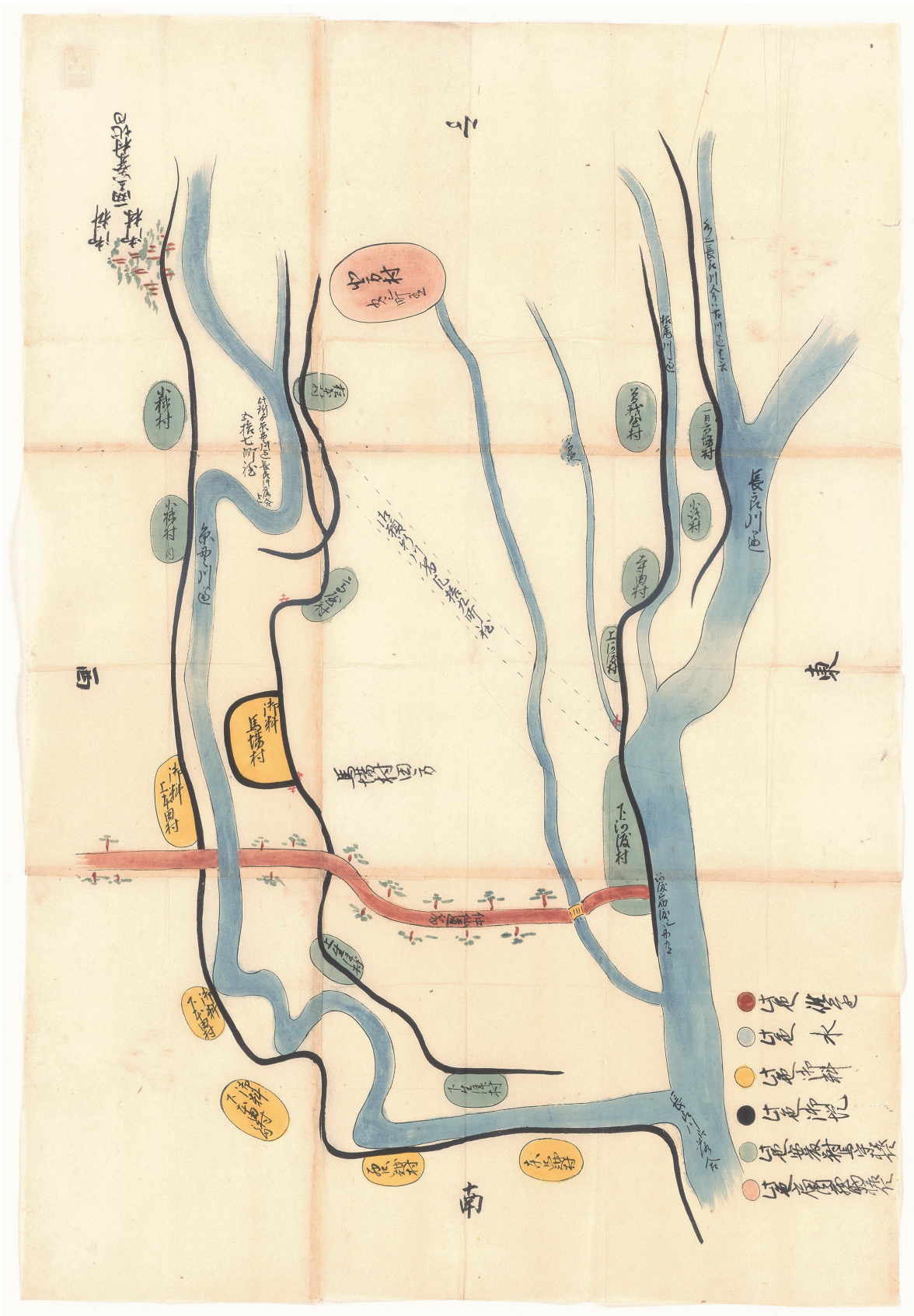
図VII-2 〔上真桑村堤普請願絵図〕  
E-3-(1)-761-い





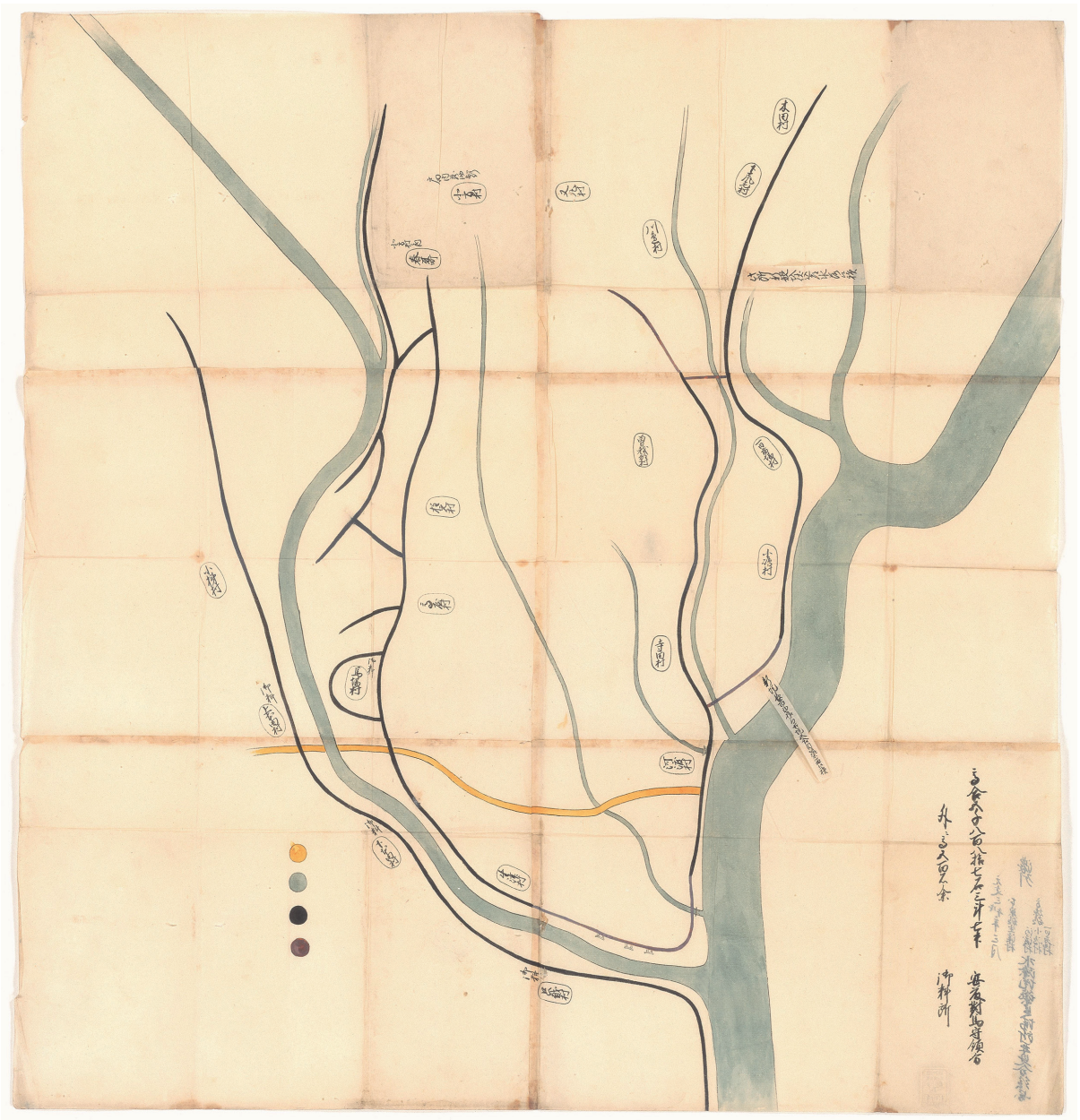
图VII-3 [上本田村·下本田村川除普請願絵図] E-3-(1)-6350





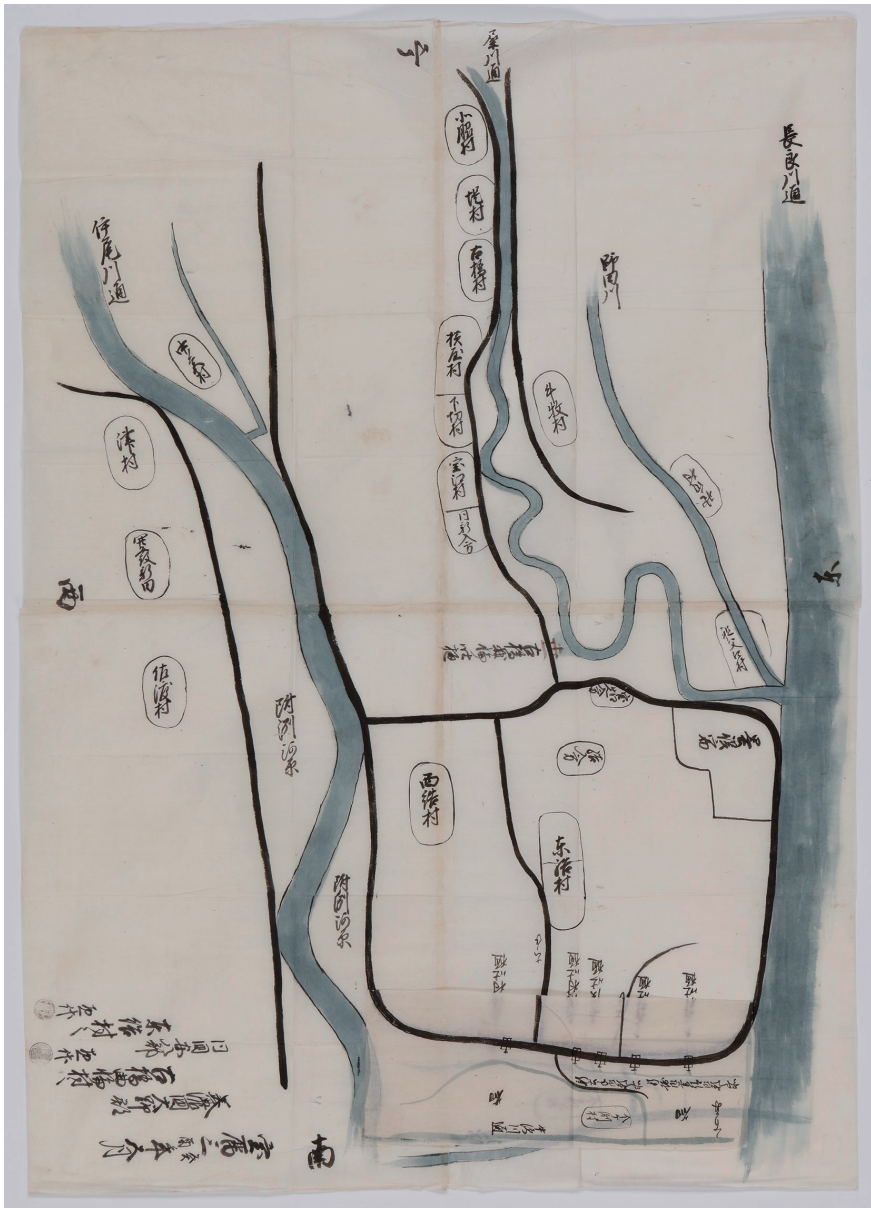
図VII-4 〔馬場村糸貫川堀替願絵図〕 E-3-(1)-6351





図VII-5 水除堤築足場所再見分絵図 E-3-(1)-4394



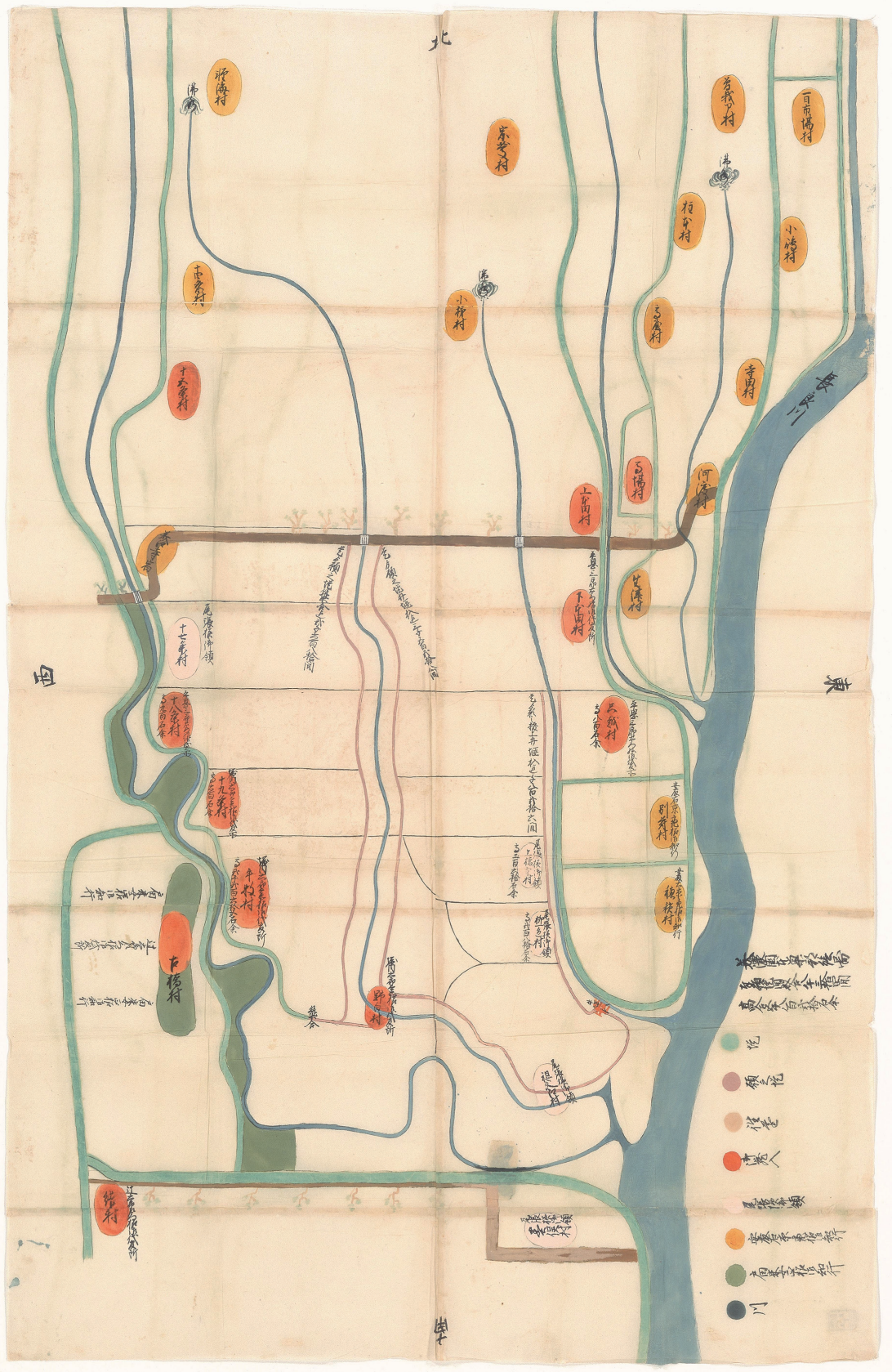


図VII-6 〔古橋輪中・東結村々普請願絵図〕 E-3-(1)-746-い



図VII-6 貼紙下





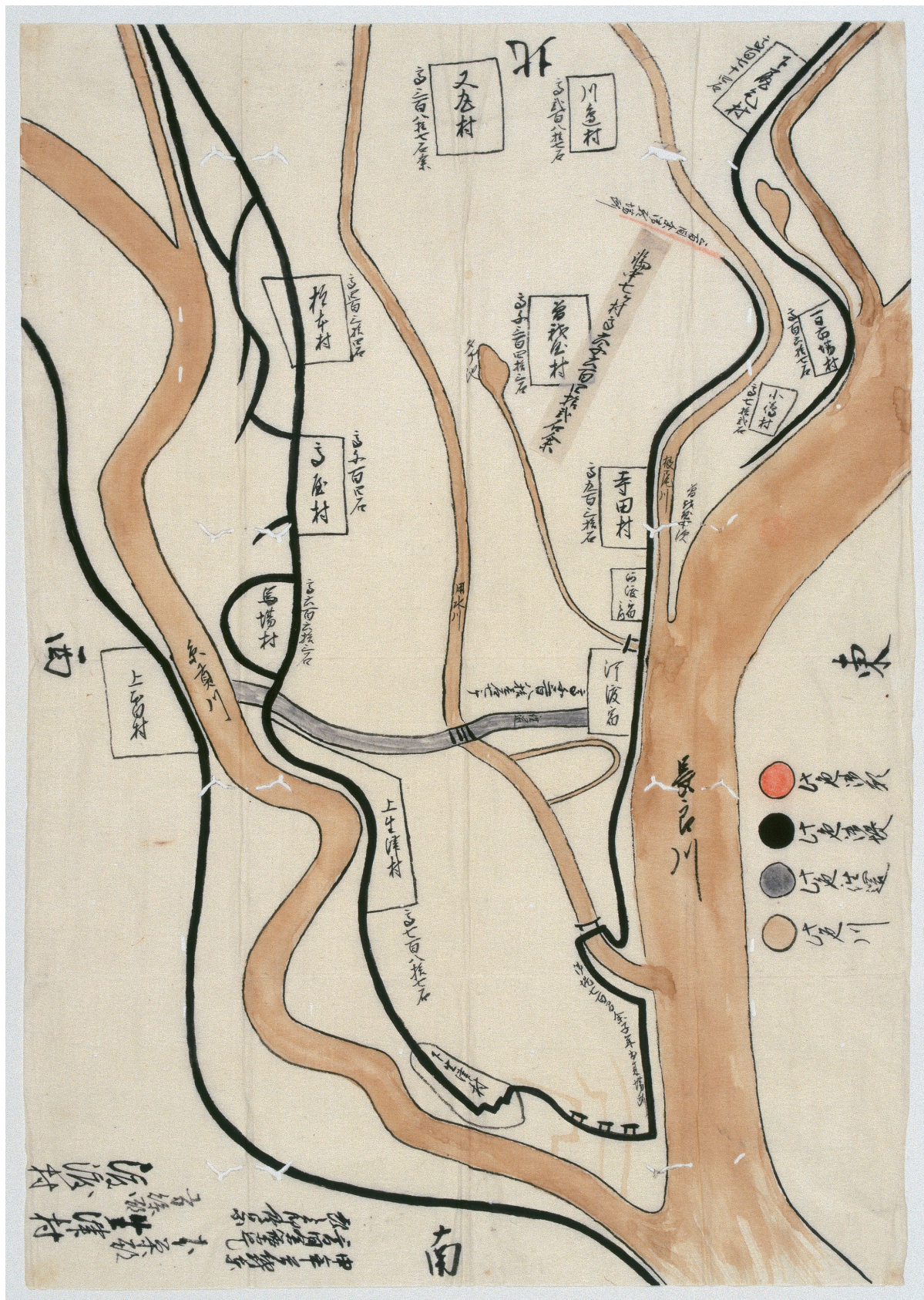
図VI-7 美濃国本巢郡絵図 E-3-(1)-6352





図VI-8 〔牛牧輪中逆水留門樋願絵図〕 E-3-(1)-6359





图VII-9 申年曾我〔屋〕村東三百間余築廻し願之節絵図 東48-12

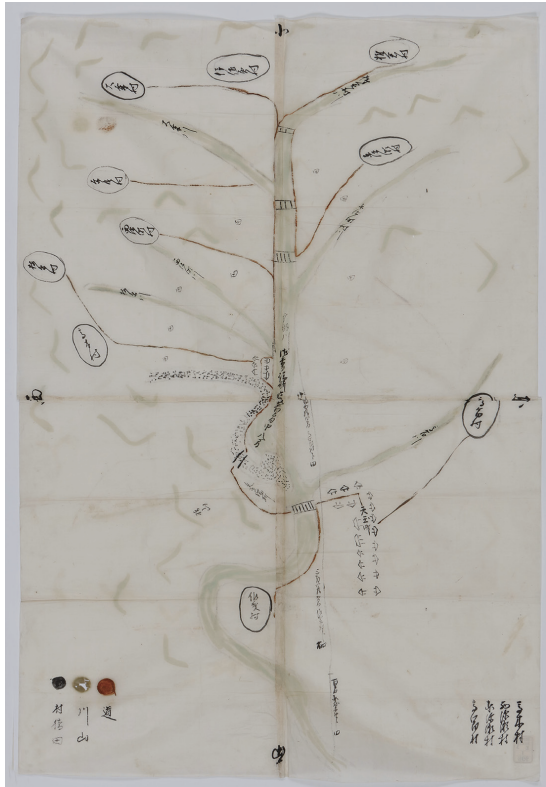




図Ⅷ-1 〔岩村赤土溜池普請願絵図〕 E-3-(1)-885-い



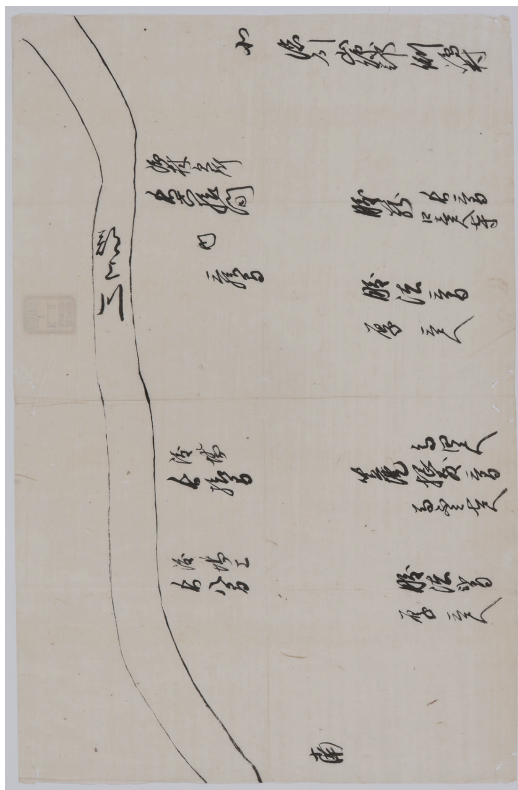
図Ⅷ-1 貼紙補正



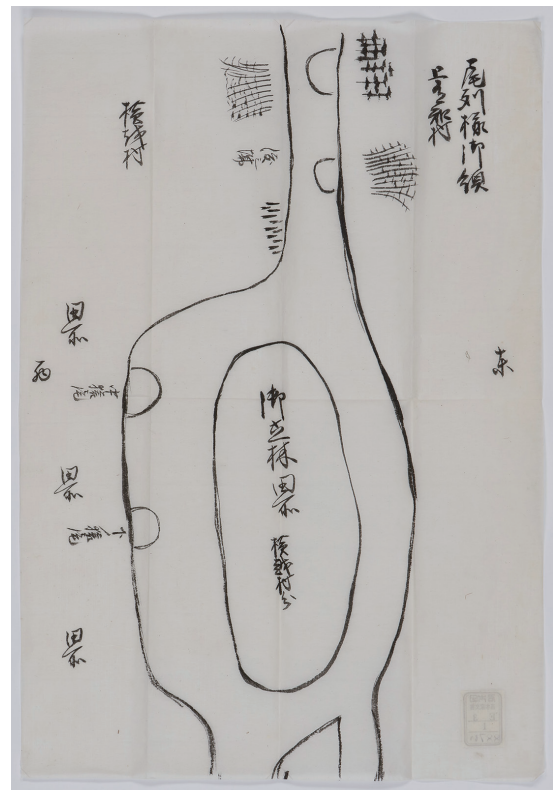
図Ⅷ-2 〔戸羽川通川替普請願絵図〕  
E-3-(1)-998



図Ⅷ-3 濃州山県郡千疋村・中屋村・世保村三ヶ村  
古川通瀬達立会絵図 E-3-(1)-6297

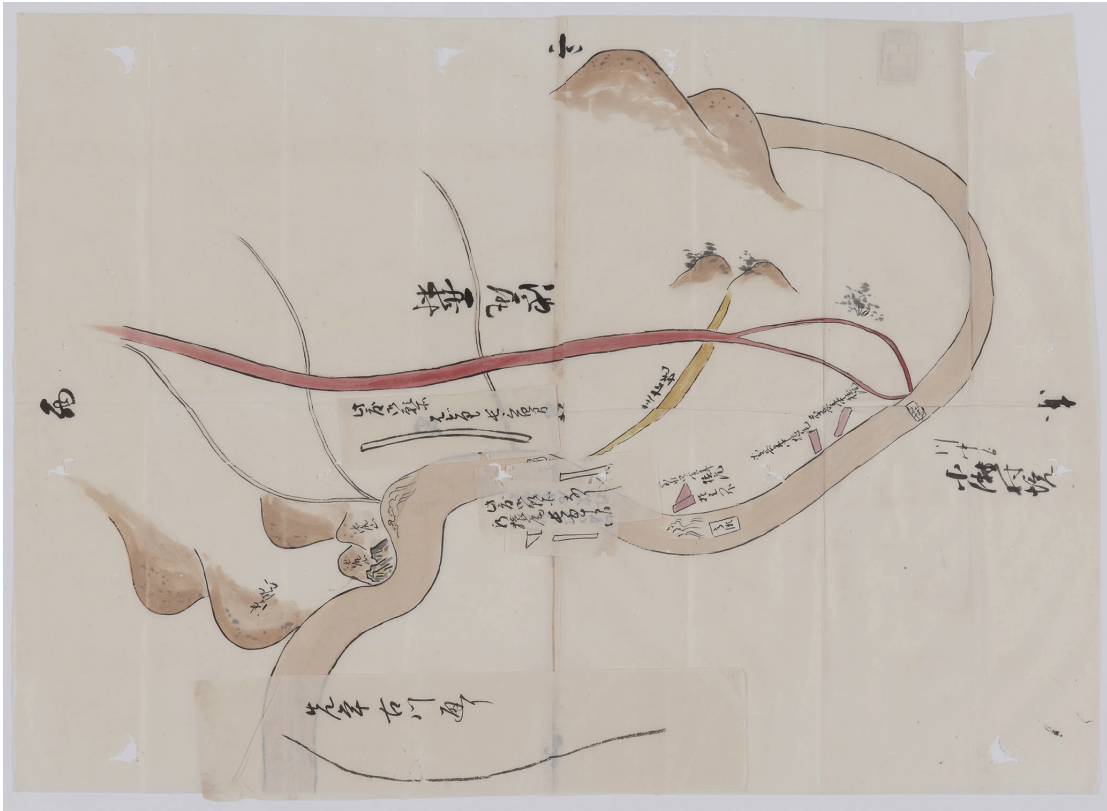


図Ⅷ-4 〔側島村普請願絵図〕  
E-3-(1)-6299

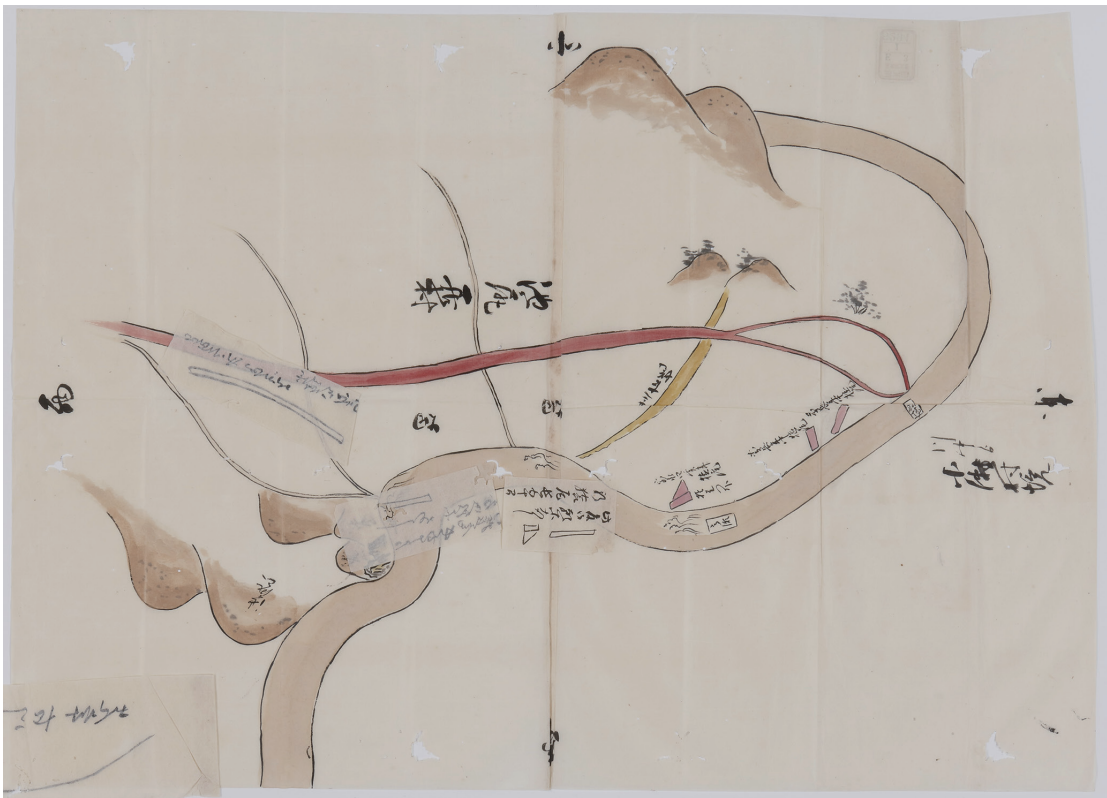


図Ⅷ-5 〔横越村普請願絵図〕  
E-3-(1)-887-い





图Ⅷ-6 〔池尻村普請願絵図〕 E-3-(1)-6294



图Ⅷ-6 付箋下